

署の認可處分は特許其他一人に或專用權を授與する行政處分と全く其性質を異にするものなれば湯屋營業者か營業の認可を受けたればとて湯屋營業權なる一の私權を發生すべき理由なく其營業は尙普通一般の營業と異なる所なし（四四〇一四〇、四四、九、二九、大審民二、法七五一、二七七）

食品市場取締規則

一 握手算盤又は入札の方法に依る賣買は競賣の方法に依るものに非ざるを以て食品市場取締規則第一條に該當せず從て其店舗に對し市場税を課することを得ざるものとす（四三、二〇六、四四、三、四、行政二、法七二七、二六）

飲食物防腐劑取締規則

一 防腐劑サルチール酸含有の飲食物を製造販賣したる者は飲食物防腐劑取締規則第二條に違反し處罰さるべきものとす（四四、八、二六、東京區、法七五一、二二三）

肥料法

一 肥料法第九條第二號に所謂肥料に他物を混和するとは既成の肥料に他物を混入すると製造中の肥料に他物を混入するとを問はず廣く免許又は認可を受けて製造する肥料中に他物を混入したる場合を包含す故に其混入したる他物か特種の肥料分を含有し原肥料の効用に多大の影響を及ぼす場合に在ては或は之を別種の肥料を製造したる者と看做し同法第十條第四號に所謂免許又は認可を受ざる肥料を製造したるものと認め得るとある可きも其混和したる他物にして何等の肥料分を含有せず從て原肥料の効用に何等の變化を生せしめず單に人を欺罔する爲め肥料の分量を増加するに止まるものなるときは別種の肥料を製造したるものにあらずして肥料に他物を混和したるものと解釋せざる可からず（四二九二〇七七、四三、二、一〇、大審刑二、法六二八、二八）

肥料取締法

一 肥料營業者にして虚偽の保證票を添付したる肥料を輸入、移入又は授受したるときは其營業か肥料の製造、輸入、移入又は賣買に在ると否とを問はず等しく肥料取締法第九條第五號に依り處罰するの趣旨なりとす（四四九五一〇、四四、四、二二、大審刑一、法七二五、二二七）

二 肥料營業者か肥料に虚偽の保證票を添付したるときは肥料取締法第九條第四號に依り處罰す可く肥料營業者か虚偽の保證票を添付したる肥料を情を知つて他に授けたるときは同法條第五號に依り處罰す可く讓受人に於て虚偽の保證票が添付しあることを知りたる否とは右讓渡人の處罰に關し何等の影響を及ぼさざるものとす（四四九五一〇、四四、四、二二、大審刑一、法七二五、二二七）

度量衡法

一 度量衡法第八條第三號に所謂變造とは既に官の檢定を経たる度量衡器の計量を定規に反して増減するを意味するものとす（四三九三五〇、大審刑一、法六四二、一五）

道路取締規則

一 自己所有長屋の共同便所に其内部を道路より見透かし得ざる様装置せざるときは道路取締規則違反として罰せらるへし（四四、六、五、東京區、法七三一、二二）

電氣事業取締規則

一 電燈事業は多くの場合に於て唯一町村の一二電燈需用者のみを目的として電燈延長等其他新なる設備を爲すものに非ずして其町村内に於ける將來の多數電燈需用者を目的として其設備を爲すものなるか故に兩電氣會社間に於て新なる設備を爲すに當り其一會社に通知すへきことを約したる爲め他の一方の會社が電燈供給の通知を爲すに當りては必ずしも申込者の氏名及び電燈の箇數等を逐一通知することを必要とせず其申込者所在の町村名を通知せば足るものとす又明治三十五年八月遞信省令第三十六號電氣事業取締規則第八十八條に依れば同一の家屋其他の建造物に二箇以上の電氣事業者より電氣を供給するに當りては地方長官の認可を要するとなり居るを以て甲會社が電燈の目的以外に電力を供給せし場所に對し乙會社が電燈を目的とする電力の供給を爲さんとする場合には地方長官の認可を要する者とす（廣島控民、法六二八、一三）

爆發物取締規則

一 爆發物の製造と爆發物の所持とは全然觀念を異にする事項なるを以て其製造を目的とする所持を以てするを得ざると同じく所持を目するに製造を以てするを容るさず官署の許可を受けずして爆發物を製造し其製造に係る爆發物を所持したる場合には所持の行爲は製造行爲の延長にあらず其所持に關する罪名に觸るゝ點は毫も偶然の拾得に因り所持する場合と擇ふ所なし（四五、六〇三、四五、四、二五、大審刑二、法七八九、二八）

銃砲火藥類取締法施行規則

一 職務又は營業の爲めに非ず又所轄警察署の許可を受けずして仕込刀を携帯して道路を通行したる者は銃砲火藥類取締法施行規則に依り罰せらるへきものなり（四四、七、二四、東京區、法七五一、二二）

二 銃砲火藥類取締法施行規則同施行細則中所謂仕込刀劍其他變裝したる戎器とは一般に刀劍其他の戎器たることを認識し得へき太刀、脇差、匕首等の類を包含するものに非ずして變裝したる戎器例へは刀劍、匕首、ナイフ等の類を「ステッキ」、蝙蝠傘等に仕込みたるものゝ如く一見其戎器たることを一般に認識し得へからざる装置を有するものを謂ふ（四五、四、一二、刑事甲二九、刑事局長回答）

警視廳令

一 電車内に於て他の乗客に對し鐵拳を振り且つ喧嘩し他人の迷惑となるへき行爲を爲したる者は明治三十六年八月十日警視廳令第三十二號電氣鐵道取締規則第四十四條の違背に付き同則第五十一條刑法施行法第十九條明治四十一年十月五日警視廳令第五十七號第二條に依り處斷さるへきものとす（四四、六、三〇、東京區、法七二八、二二）

二 自己所有の犬に口網又は箝口を施さずして街路に放ち置きたる者は明治四十二年警視廳令第
十一號第一項第三項に依り處罰さるべきものとす(四四、六、一〇、東京區、法七二八、二二)

郵便法

一 小包郵便物中に書状を合裝したる者は郵便法違犯として罰せらるべきものとす(四四、七、二
五、東京區、法七五一、二三)

電話規則

- 一 電話加入申込原簿は電話開通の順序を決定する用に供する目的を以て當該郵便官署に於て電話加入の申込を受理したる場合に於て申込順序を登記する公簿にして（電話規則第七條第八條參照）其登記の目的は通信行政事務の便益に存し權利の得喪變更等の證明を目的とするものに非されは虚偽の申立を爲したる結果郵便官署の當務者をして電話加入原簿に不實の記載を爲さしめたる事實あるも其行爲は刑法第五十七條に所謂權利義務に關する公正證書に不實の記載を爲さしめたるものに該當せず（四四九、二六九五、四五、一、一、大審刑二、法七七二、二八）
- 二 電話使用權は財産權の一種なるを以て之れが讓渡を爲し得べきものとす（東京地民二、法七四〇、二七）

諸組合法

重要物産同業組合法

- 一 重要物産同業組合法第二條に「同業組合は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其の利益を増進するを以て目的とす」とあり而して同第四條に同業組合設置の地區内に於て組合員と同一の業を営むものは其組合に加入すべし云々と規定し組合員と同一の業を営む者は其營業の方法如何を問はず一切組合に加入するを要すと爲し但農商務大臣が加入の必要なしと認めたる者に限り除外例たることを得ざるに過ぎざること誠に明なり（四四九五、四四、六、八、大審民一、法七二八、二七）
- 二 重要物産同業組合法第四條に所謂同業組合設置の地域内に於て組合員と同一の業を営む者とは生産製造販賣の營業に對する管理行爲の發動點を其地域内に有するものを指稱する法意なりとす（長崎控民二、法七三一、二三）
- 三 重要物産同業組合法に依れば同業組合の目的は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其利益を増進するに在るを以て法人も亦同法第四條の規定に従ひ組合加入の義務を負ふこと極めて瞭然たり而して法人の機關が組合加入の手續を盡さざることは即ち其法人が組合加入の義務を履行せざるに他ならず故に法人と雖重要物産同業組合法第十九條の規定に従ひ過料に處せらるべき筋合なりとす（四四、八五、四四、六、二九、大審民一、法七三〇、二七）
- 四 重要物産同業組合設置の地區内に於て組合員と同一の營業を爲す者即ち營業の主體は民法上

の組合組織に依りて營業を爲すと否とに拘はらず各自其組合に加入すべき義務を負ふこと重要物産同業組合法第四條の法文に照らし洵に明白にして又重要物産同業組合に加入するは組合員協同一致し營業上の弊害を矯正し其利益を増進するの目的に出づるものなるを以て組合の業務を執行する組合員の代表権限内に在る事項に非らず(四四ク一四五、四四、一一、九、大審民一、法七五八、二七)

水利組合法

- 一 水利組合法第十八條の明文に依り組合會の議決を経縣知事の許可を得て定めたる水利組合規則により選舉長若くは選舉立會人たる資格を有する者等は法令に依り公務に従事するものにして其職務亦通事若くは鑑定人等と異なり不定数の事務を執行するものなるを以て之を公務員と云ふも妨げなし(四四九五八、四四、五、三〇、大審刑一、法七二三、二五)
- 二 水利組合の管理者たる村長か行政訴訟を提起せんとするには町村制第三十七條第四項の如く法令中特に之を明許する規定なかるへからず然るに水利組合法其他法律勅令に其規定なきを以て斯る訴は受理せらるべき限に在らず(四三、二二〇、四三、一〇、二二、行政一、法七二六、二七)
- 三 行政財産は他の一面に於て其上に私權設定せらるることを排斥するものに非ず而して流水は公用物なれとも之を自己の利益に供する爲め他物の上に私權を有し得る妨げとなるべきものに非ず(岡山地民、法七二六、二三)
- 市町村長は水利組合法條例第二十九條に依り水利組合を管理する者なれば水利組合を管理する

- 市町村長に於て水利組合の爲め支出命令書を作成するには之に市町村長の職印を押印するを以て正當なりとす(四二九二二二〇、四三、三、一、大審刑一、法六三一、一九)
- 五 水利組合の管理者か組合の諸證書其他書類を保管す可き職責あることは水利組合法條例第三十二條第四號に規定する所なるを以て市町村長か水利組合の管理者たる場合に於て市町村長収入役か同第三十條に依り組合の収入及び會計の事務を兼掌するも之れか爲めに市町村長たる水利組合管理者に於て書類保管の職責を免かるを得ず(四二九二二二〇、四三、三、一、大審刑一、法六三一、一九)

産業組合法

- 一 産業組合法第十四條には登記すべき事項左の如し云々三、理事及監事の氏名住所前項に掲げたる事項中に變更を生したるときは二週間に其登記を爲すへし云々とあるを以て理事の任期満了し新に理事を選任し及び理事を増員したる場合と雖も登記事項に變更を生したるものなること勿論にして斯の如き場合に於ては新任の理事に於て理事の任期満了及び増員に因り更に選任せられ其就任の登記を爲すを以て變更の義務は盡了すべく特に前任理事の資格消滅に依る抹消登記を爲すを要せざるものとす(四四ク七六、四四、六、二、大審民二、法七二九、二三)
- 二 産業組合法第十五條第二項第十四條第二項に従ひ登記を爲すへき二週間の期間は其明文の示す如く登記事項に變更を生したる時を起算點として之を定むることを要し登記を申請するの義務ある理事其他の者か其變更を知り又は之を知り得へかりしや否やは法定期間の計算に何等の影響を及ぼすことなし然れども登記を爲さざる理事其他の者に對して同法所定の過料に處する

には理事其他の者に懈怠ありたることを必要とするを以て理事其他の者が登記事項に變更を生したることを知らず又相當の注意を爲すも之を知ることが得ざりしものなるときは理事其他の者に懈怠なかりしものなれば之に對して罰則を適用することを得ずと雖も後に至り理事其他の者が其變更を知り又は之を知り得るに至りたる時は速かに之か登記の申請を爲すことを要し之を爲さざるに於ては登記を爲すことを怠りたるものとして罰則の適用を受くべく其變更を知り又は之を知り得べき時より起算して二週間内は懈怠の責任なしと主張することを得ず(四五、四、一七、大審民二、法七八九、二五)

産業組合登記手續法

- 一 無限責任組合か組合員の加入に因り組合名簿の記載の變更の登記の申請を爲す場合に添付すべき總組合員の同意を證する書面は必ずしも各組合員の署名捺印したるものに限らず各組合員が同意したることを證するに足るべきものなれば差支なしと雖も前示の場合の如きは孰れも適法なりと認め難きに因り其證明に依る登記の申請は之を受理するを得ざるものとす(四五、四、一六、民事五八八、民事局長回答、法七九二、二七)
- 二 産業組合登記取扱手續第十九條に依る總組合員の同意を證する書面は總理事の證明書にて代用することを得ず(四三、六、二三、法曹會決議、二〇卷九號)

新聞紙法

- 條第一 一 新聞紙法に所謂著作物とは獨り著作者の思案考量に依り案出せる著述のみを指示せるものに非ずして時事其他に關する報道をも包含するものとす(四三、二、九、大審刑二、法七〇二、二八)
- 條第二 二 毎月三回發行の新聞紙を發行せんことを企て新聞紙法に従ひ内務大臣に制規の届出を爲さず又管轄地方廳に保證金を納付せずして發行兼編輯人を置き發行所を設け印刷所をして時事に關する事實を掲載せるものを印刷せしめ其内を市及其附近に配布したるときは右新聞紙に發行兼編輯人たる名義を出さざる者と雖も共謀者に於て發行兼編輯人となり其名義を表示したる以上は其行爲は共謀者一體の行爲なるを以て他の者等も其責を免るべきものに非ず(四四、一〇〇、一、四四、六、一、大審刑二、法七二三、二五)
- 條第三 三 新聞紙法の解釋上法人たる會社は新聞に付持主たることを得るも印刷人兼發行人と爲るを得ざるは明白なれば會社の法定代理人たる業務執行者か同法第十二條に違反して新聞紙を印刷發行したる場合に於ては其行爲は業務執行者一己の行爲として處罰すべきものとす(四三、二、九、大審刑二、法七〇二、二八)
- 條第四 四 新聞編輯人は掲載事項か錯誤なりとして本人又は直接關係者より正誤の請求を受けたるときは掲載事項か眞實なると否とを問はず正誤を爲すの義務ありとす又新聞紙法中新聞紙に掲載する事項とは記事論說に止らず社告廣告等をも包含す(四三、一、一七、法曹會決議、二一卷)

第一九條

(三號)

五 検事の差止は之を發行人に通知するに因り效力を生し新聞紙法第十九條に依り新聞紙は絶對に其差止事項を掲載するを得ざるものとなるを以て編輯人之を掲載すれば同法第十九條第三十條に該當する犯罪を構成し編輯人か其差止を認識したると否とを問ふことなし編輯人以外に於て實際編輯事務を擔當したる者に對しては新聞紙法第九條に依り編輯人の責任に關する新聞紙法の規定準用せらるゝを以て編輯人にあらずして實際編輯を擔當し検事の差止たる事項を掲載するに於ては亦之と同一に論ぜざるべからず(四四九一〇七七、四四、七、六、大審刑二、法七三二、二八)

六 新聞紙の發行は發行人に於て之を爲すものなれば検事か捜査又は豫審中の被告事に關し掲載發行の差止を爲すには其旨を發行人又は其代理人に到達するに依り其效力を生ずるものとす(四三九六八七、四三、五、一二、大審刑二、法六四九、一七)

七 新聞記事差止命令に所謂證人參考人と爲るべき者の中には證人又は參考人として已に裁判所の呼出を受けたる者は勿論未だ其呼出を受けざるも刑事事件に付證人又は參考人となるべき關係ある者をも包含するものとす(四三九一〇五一、四三、六、一三、大審刑二、法六五二、一六)

八 新聞紙條例第十六條規定の趣旨は豫審秘密の原則に基き現に豫審に繫屬中の被告事件の内容に關する事項なる以上實際豫審判事に於て之れか取調を爲し若くは處分を爲したるものなる否とを問はず苟くも當該事件の性質上其豫審の内容を爲すべき事項に關する記事の一切を擧げて之を新聞紙上に掲載することを許さすと云ふに在りて新聞紙法第十九條中に規定しある豫審の内容に關する事項なる意味亦同一に解釋す可きものとす(四三九八一四、四三、六、二一、

大審刑一、法六五四、一七)

九 新聞紙法第十九條には新聞紙は検事の差止めたる捜査又は豫審中の被告事件に關する事項を掲載するを得ざることを規定しなから何人に對し差止めの通知をなすべきやに關しては之を規定する明文の存するものなしと雖も新聞紙の發行は發行人に於て之を爲すのみならず同法第四條に依れば新聞紙掲載事項の種類時事に關する事項の掲載の有無編輯人の氏名年齢等は發行人之を届出て且同法第五條に依れば編輯人の變更等は又發行人之を届出つべきものなるを以て之に依り考察すれば検事の差止は之を發行人(又は其代理人)に通知するに因り效力を生ずるものと解釋するを正常とすへく其通知の方法に關しては法律上別段の規定なきを以て検事は如何なる方法に依りて之をなすも妨げなく從て警察官を経由して之を通知するも違法に非ず(四四九一〇七七、四四、七、六、大審刑二、法七三二、二八)

一〇 新聞紙の發行は發行人に於て之を爲すものなれば検事の捜査又は豫審中の事件に關し掲載發行の差止を爲すには其旨を發行人に通告するを以て足り別に編輯人に通告するの要なきものとす(四四九一四八三、四四、九、五、大審刑二、法七四二、二七)

一一 辯論の公開停止をなすには安寧秩序又は風俗を害する虞れあることを必要とすと雖も斯の虞れあるや否やを決するは其事件の受訴裁判所の専權に屬し苟も受訴裁判所か斯の虞れあるものとして公開を停止したる以上は其公開を停止したる辯論の内容のみならず其辯論進行に關する一切の事項をも新聞紙に掲載するを許さず受訴裁判所以外の者の意見に於て斯の如き虞れなきものと認むると否とは右公開停止の效力を左右するものにあらず(四四九一〇七七、四四、七、六、大審刑二、法七三二、二八)

第二條

一 新聞紙法第二十一條に所謂庇護中には事實たると法律上の意見たるとを問はず文章を以て犯罪人若くは刑事被告人を庇護する行爲を包含するものとす(四三九二二八八、四三、二二、一三、大審刑一、法六九八、二八)

第四條

一 新聞紙法第四十一條に規定する社會の安寧秩序を紊亂する事項を新聞紙に掲載したる罪となるべき事項を判示するに當ては被告人か新聞紙の發行人又は編輯人なること及其新聞紙に掲載したる事項の内容か社會の安寧秩序を紊亂する事項に該當することを具體的に説示するを以て足れりとし所謂社會の安寧秩序なるもの、意義實質に付ては特に判文に於て之を説明するの要なきものとす(四四九六〇、四四、五、三〇、大審刑一、法七三三、二六)

二 新聞紙上に於て戦後軍人社會の風紀か一般に敗類せりとて例證を舉示し速かに之か矯正の要あるを論述したるに止まり現社會の組織を紊亂するに足るべき文詞なく又社會人心の平靜を破り公衆をして杞憂の念を懐かしむべき性質のものにあらざりしときは該記事は安寧秩序を攪亂するものと云ふへからず(四三、二、七、長崎控刑二、法六二七、一四)

三 假令ひ新聞紙上に掲載したる一記事中の一部分のみと雖も其部分か風俗を壞亂する事項の記事に係るときは新聞紙法第四十一條の犯罪は直に成立するものとす(四三九三七四、四三、四、二二、大審刑一、法六四五、一八)

四 他の新聞紙より轉載し且其新聞紙を論評詰責するの目的を以てしたりとするも其掲載事項か安寧秩序を紊亂すべきときは其責任を免るべきに非ず(四四九二四八、四四、六、三〇、大審刑一、法七三一、二六)

第四

一 陽に紳士閥乃至社會主義の爲めに均しく言を建つるもの、如くにして陰に後者に同情し宜

二條

しく現代國家組織を破壞すべきことを懲惡したる朝憲紊亂の論旨を發表したるときは現時の我國家組織を破壞し從て國家統治權主體の存在をも否認することを懲惡するものにして新聞紙法第四十二條に所謂朝憲を紊亂せんとするの事項を新聞紙に掲載したるものとす(四四九五七六、四四、四、二一、大審刑一、法七一五、二六)

二 皇室の尊嚴を冒瀆するには必ずしも記事の事實自體に於てするを要するものに非ず左れば縱し事實其ものは歴史上の事蹟にして史傳に編述しあるものを假り來り之を新聞紙上に掲記したるに過ぎざるものとすも苟も皇室に關する事實を移記するに該り妄りに淫靡卑猥の言辭を弄し剩へ不敬の評語を加ふる以上其の所爲か新聞紙法第四十二條の罪を構成すべきは勿論なり(四三九二八三〇、四四、二、二四、大審刑一、法七〇六、二八)

三 新聞紙法第四十二條上段の犯罪は皇室の尊嚴を冒瀆せむとしたる事項なるを知らず左から之を新聞紙に掲載するに因て成立し犯人に皇室の尊嚴を冒瀆するの意思あるや否やは該犯罪の成立に何等の影響を及ぼすべきものに非ず(四三九二八七〇、四四、二、二四、大審刑一、法七〇六、二八)

四 我皇室は萬世不易一ありて二なし古今の別あるへからず左れば日本書紀又は古事記傳に掲載せる仁德天皇及び履中天皇の事蹟を新聞に掲載し不敬の文字あるに於ては新聞紙法第四十二條に問擬すべきものとす(四三九二八三〇、四四、二、二四、大審刑一、法七〇六、二八)

五 新聞紙法第四十二條には「皇室の尊嚴を冒瀆し政體を變改し又は朝憲を紊亂せむとするの事項を新聞紙に掲載したる云々」とありて之を分解せば冒瀆變改の文字も紊亂の文字と同様「せむとする」の文字と續け讀むべき者なれば皇室の尊嚴を冒瀆せむとするの事項を新聞紙に掲載

發行するに於ては同條違反の既遂罪は直に成立し其成立には必ずしも皇室の尊嚴を冒瀆したる事項を新聞紙に掲載することを要するものにあらす(四三九二八七〇、四四、二、二四、大審刑一、法七〇六、二八)

第四條

二三 新聞紙法第四十四條は同一被告人に對する併合罪に關する規定なれば一人にて新聞紙の發行人及び編輯人の兩資格に於て處罰せらるべき場合に於ても亦數罪を犯したるものとし右法條の適用を受くべきものとす(四四九二二四八、四四、六、三〇、大審刑一、法七三二、二一六)

第五條

二三 新聞紙法第四十五條は裁判所に於て被告人に對し特に事實の證明を許し其證明の確立を得たる場合に非されば之を適用すべきものに非す(四四九一七二九、四四、一〇、一二、大審刑二、法七四九、二八)

二四 通信員の通信は一般局外者の投書と同しく之を取捨するは専ら編輯人の權限に屬するも通信たる投書たるを問はず之を新聞紙に掲載せしむるを以て目的とするものなるときは編輯人に記事の材料を與へたるものなるか故に苟も編輯人に於て之を新聞紙に掲載したる以上は其掲載したる記事の幫助を爲したるものに非すと云ふを得ず從て其記事にして人の名譽を毀損するものなるときは其記事の材料を與へたる通信員又は投書者は名譽毀損行爲の幫助者たるを免れす(四四九一三二、四四、三、九、大審刑一、法七〇七、二八)

出版法

第三條

一 出版法第三條には汎く「文書圖畫を出版するときは云々」と記載しありて何等例外の規定を設けざるか故に風俗を壞亂する文書圖畫と雖も之を出版せんとするときは同條の規定を遵守すべきものとす(四三九九八七、四三、六、六、大審刑二、法六五二、一六)

二 非賣品たる出版物の頒布と雖も種類及び員數の不定なる多數か觀察し得べき狀況に在るときは公然の行爲なりとす(四二、一一、一七、法曹會決議、一一卷一號)

第九條

三 出版法第九條に依り出版届を要せざる通信は通常の取引又は交際其他平常の生活に用ゐらるるものに限る某新聞紙賣捌人が時事に關する一出來事を筆記に代へ印刷し之を特定する其新聞購讀者に對してのみ臨時無代にして配附通知するは同條に所謂通信にあらす(四三、五、二八、法曹會決議、二〇卷八號)

第二條

四 出版法第二十六條を見るに「政體を變壞し國憲を紊亂せんとする文書、圖畫を出版したるときは著作發行者印刷者を二月以上二年以下の輕禁錮に處し云々」とあるを以て苟くも政體を變壞し國憲を紊亂せんとする文書圖畫を出版するに於ては其發行者は勿論著作發行者印刷者も亦發行者と同しく該法條所定の刑に處せらるべきものなること論を俟たず而して文書圖畫の著作と其發行とを一人にて兼擔したる場合には其者は各別異なる二個人資格即ち著作發行者たる資格と發行者たる資格とを併有する者にして從て法律上より觀察するときは恰も著作發行者と發行者と個々別人として存在する場合と毫も擇ふ所なし(四三九二〇一六、四三、一一、四、大審刑一、法

取引所法

- 一 取引所法人の取引は取引所及び之に基き制定したる定款並に營業細則に依りてのみ存在すへきか故に此等の法則に準據する意思なき場合に於て取引なるもの、存在を認むる能はず(四四、七、一一、長崎控刑二、法七三二、二五)
- 二 入監中のものは絶對に株式定期賣買の注文を爲し得ざるにあらざる可しと雖も通常獄内に在りては株式定期賣買の注文は之を爲さざるものと見るを相當とするか故に特別の立證なき以上は獄内に於て株式定期賣買の注文を爲したるものと認むるを得ず(大阪地民三、法七二一、二二)
- 三 取引所の賣買取引は仲買人と取引所及び取引の相手方間に生ずる權利關係にして、注文者は該賣買に關し何等直接の關係を有することなく只仲買人に對し其委託に基く一種の委任關係を有するに過ぎず從て假令取引所が該賣買に關し不當の格付を爲し爲めに其一方に損害を蒙らしめたりとするも其賣買の當事者たる仲買人より其不當を抗撃し之か救済を求むるは格別賣買委託者より之か救済を求め得べきものに非ず(四四、五、一三、安濃津地民、法七二四、二四)
- 四 證據金代用の公債證書其物の返還を請求せしめて直に公債證書を時價に換算したる金額を請求するは失當なり(四五、四、八、大阪控民二、法七八九、二四)
- 五 委託者か仲買人に對し仲買委託に關し取引に對する擔保の責に任する爲め交付したる證據金代用の株券は委託者か仲買人に對する債務履行の擔保に供せらるゝものなるを以て仲買人に對

し債務を完全に履行したる後にあらざれば之れか返還を請求することを得ざるものとす(四五、五、四、東京控民三、法七九六、二四)

六 横濱取引所に於ては仲買人が仲買委託に基き賣買取引を爲したる場合に委託者の爲め立替金を支拂ひたる時は利子を請求し得べき慣行ありとす(四五、五、四、東京控民三、法七九六、二四)

七 定期米取引に於て委託に係る賣買の一部に付き委託者に利益ありとするも他の取引の如何に關せず直ちに其利益金の支拂を請求するは不當なり(大阪地民三、法七五五、二六)

八 株式の定期賣買に關して注文者と仲買人との間に於て一旦計算を結了したる場合に於て必ずや仲買人が注文者の委託事項を完全に履行したるものと推定すべき法理存すること無し而して實際に於ては仲買人が忠實に委託事項を履行せしこと有るべく又之を履行せざりしこと有るべし然らば即ち裁判所が其心證の誘ふ所に從ひ之を認定するも可之を否定するも亦可なり(四四、オ二八五、四四、一二、二二、大審民一、法七六六、二五)

九 仲買人が委託者の爲め取引所に對し損失金を拂ふは取引所記帳の一賣買が完結する毎に計算して爲すものなれとも仲買人の委託者に對する責任は此の賣買の終了に因りて解除せらるべきものに非ずして後日委託者の指揮に依りて賣埋めを爲したるときに定まるべきものとす(四四、九、二六、東京控民三、法七五〇、二二)

一〇 株式仲買人が客より株式賣買を委託せられたるときは株式取引所に於て其の委託せられたる株式を賣買す可き債務を負ふものなれば若し仲買人にして其の債務不履行より生ずる責任を免れんと欲せば仲買人自ら之か履行を爲したることを立證せざるべからざるものにして委託せ

られたる賣買は必ず取引所に提出せられたりと推定せらるべき者にあらす(大阪地民三、法七〇〇、二五)

一一 株式の仲買業者と其委託者間に於て委託者に損失を生し而かも委託者が該損失金の支拂を爲さざる場合は仲買業者が證據金代用として豫め受取りたる株式を任意に賣却して其損失に充當し得ることは東京市に於ける一般の慣習として裁判上顯著なる事實なりとす(四三、一〇、一五、東京地民二、法六七七、一一)

一二 株式とは株主の地位に適當なる權利義務の包括を指稱するものにして株主か會社より利益配當を受くる權利の如きは株式を組成する一分子たるに過ぎず而して株式取引所仲買人と定期取引委託者との關係は特殊の委任關係なるを以て仲買人が延取引賣買委託者の委託に基き義務を履行せしめて其買立を任意に處分したる事實は委託者の株式買附に依る引渡請求權を侵害するものなるを以て仲買人の右任意處分は委任事務の不履行なり(四三、一〇、二二、東京控民二、法六八六、一九)

一三 取引所仲買人と其委託者たる客との間に授受さるべき所の證據金は其名稱の本證據金たるを追證據金若しくは臨時増證據金たるを問はず其賣買注文の爲め將來生ずることあるべき損失の擔保及び仲買人が其委任事務を處理するに付き必要なる費用に充當する爲め交附されたるものとす又仲買人が轉賣買戻若しくは建米の受渡に依り其取引の終了したる時は委託者との間に於ては委任事項は消滅し其以後は單に計算關係の殘存するに過ぎず而して仲買人は右委任事項の終了前は證據金の交付を要求し得ることは勿論なるも其終了後に於ては之を要求するを得ず何となれば委任事項の消滅したる後に於ては委任事項處理の爲め必要なる費用を支出すべき理由な

く又若し委任事項處理の爲め仲買人が損害を蒙り又は立替金を爲したりとせば委託者に對して其賠償若しくは返還を求め得べく更に證據金を授受するの必要を見されはなり(安濃津地民、法六四七、一四)

四 定期賣買に於ける證據金代用として客より仲買人に交付せらるる物は元來定期賣買注文の爲め生ずるとあるべき損金辨償の擔保として豫め客より仲買人に提供せらるる性質のものなるか故に客が仲買人に對し損金の辨償若しくは辨償の提供を爲したる事實の認むべからざる場合に在りては仲買人は證據金代用物を返還するの責務なきものとす(四三、二、一九、大阪地民三、法六三三、一三)

一五 取引所に行はるる値合金は仲買人間及び仲買人と客との間に行はるる一種の商慣習にして此慣習は仲買人の損失に對する保護を以て其目的となすものなれば公の秩序又は善良の風俗に反することなく元より不法のものにあらず(東京地民一、法六四五、一一)

一六 仲買人の取引所に對する身元保證金返還請求權は仲買人の資格存続中は其存否其金額共に確定せざる債權なるを以て之に對して轉付命令を發することを得ざるものとす(東京地民三、法六三五、一一)

一七 仲買人は身元保證金を取引所に納む可く而して其保證金に對し取引所は他の債權者よりも優先して辨償を受くる權利あるものとす又仲買人の資格の存続する間は取引所に對し其返還を求め得ざるは勿論若し損失等により其保證金に缺損を生じたるときは之を填補せざる可らざるものにして其納付は仲買人として現實に取引を爲すと否とに關せず之を必要とするものなり身元保證金の債權に付て仲買人の資格存続中は轉付命令を爲し得ざるものなり而して取引所定款

第四條

第五條

中右轉付命令を有效として取引所の賣買關係完了の上支拂を爲すことある旨掲げたりとするも之により違法なる轉付命令を適法とするに由なく又此の如き法律の誤解に基く定款の條項は取引所に遵守の義務なきものとす(四三、一〇、二九、東京地民二、法六八九、一八)

一八 取引所法第二十五條に所謂取引所外なる文詞は取引所なる建造物を標準として之か内外を區別する趣旨に非ずして法規に準據したる取引所の行爲を區別の標準と爲したる趣旨なりと解すべきものとす(四四、七、一一、長崎地民二、法七三三、二五)

一九 取引所法第二十五條に違背し取引所に於て取引所の定期取引と同一又は類似の方法を以て賣買取引を爲す罪の成立に必要な其賣買取引は元來公の秩序に違反する事項を目的とするものにして無効に屬すること論を俟たず(民法第九十條)從て同罪の成立には其賣買取引は形式上存在するを以て足れりとし賣買取引が當事者間に於て有效に成立するを要せざるや寔に明瞭なりとす故に賣買取引の相手方が取引所外に於て取引する意思ありたるや否やは現に取引所外に於て取引を爲したる他の一方に對する犯罪の成立に影響を及ぼす者にあらず(四四、一〇六、四四、六、九、大審刑一、法七二六、二六)

二〇 取引所の仲買を業と爲し居る者が取引所外に於て取引所内に於て行はるる定期取引と同一の方法を以て取引を爲し取引所法第二十五條の規定に違背したる場合に於て裁判所にては定期取引の方法の如き法令に依り定まり居るものは判文上特に之を具體的に明示するの必要なきものとす(四四、一九九、二、四四、一一、一四、大審刑一、法七六一、二七)

二一 相手方と通謀して取引所外に於て取引所の定期取引と類似の取引を爲したる場合に在ては一個の取引所法違犯の罪成立するのみにして該取引行爲に包含する手数料の徴收に因りて別罪

を構成することなきや論なしと雖も表面に於ては仲買人に定期取引の取次を爲すものゝ如く装ひ右取引に要する手数料として金圓を交付せしめ而して之を仲買人に送付せず其實自ら相手方と爲り取引所外に於て取引所の定期取引と類似の取引を爲したる場合に在ては其行爲は一個なるも其一面に於ては取引所法違反に該り他の一面に於ては詐欺罪に當るものとす蓋し手数料騙取の行爲は取引所外に於て取引所の定期取引と類似の取引を爲したる犯罪の要件を爲すものに非ずして別個の詐欺罪に該當すればなり(四四九二六三五、四五、一、二九、大審刑二、法七七二、二七七)

三 取引所仲買人の犯罪事件に關し取引所監督上必要の旨を以て該豫審終結決定書竝に判決書寫取方取引所より申出たる場合に於ては正式なる謄本下付の手續に依らず取引所より右書類寫取方申出し節は裁判所に於て便宜許容すべきものとす(四五、五、六、刑事甲三九、司法次官通牒、法七九二、二七七)

取引所稅法

- 一 明治三十三年法律第五十二號第一條は法人の代表者又は其雇人其他の從業者か法人の業務に關し租稅及葉煙草專賣に關する法規を犯したる場合に於て各法規に規定したる罰則を法人に適用すべきことを定めたる一般の規定に係るものなり而して取引所稅法の如く其違犯行爲に對する刑罰は取引所理事長に對し之を適用すべきことを特に規定したるものゝ如きは前記法律より之を見るときは一種の特例に屬するを以て從て右法律の發布あるも別に其效力に影響を及ぼすべきものにあらす左れば右稅法第七條の犯法行爲ありたる場合に於ては前記法律第一條の規定に拘はらず取引所理事長其ものに對して右稅法第七條所定の刑罰を當行すべく取引所に對して之を當行すべきものに非ず右の刑罰は取引所に對して之を當行すべきものにあらすとせば前記法律第三條等の規定は取引所に對しては其適用なきものとす(四四九一五六四、四四、一一、一〇、大審刑一、法七五八、二八)
- 二 取引所か取引所稅法違犯行爲を爲したるときは縱令理事長に於て辭職したりとするも犯罪當時其職に在りたるときは之を被告人として審理判決すべきものとす(四四九一五六四、四四、一一、一〇、大審刑一、法七五八、二八)

諸税法

國稅徵收法

第四條

一 國稅滯納の場合に於ては相續財團に對しても差押公賣の手續を爲すことを得(四四、二、四、法曹會決議、二二卷四號)

第四條

二 國稅徵收法第十四條は收稅官吏財産の差押を爲したる場合に於て第三者か其差押財産に付所有權を主張して取戻を請求せんには賣却決行の五日前までに所有者たるの證憑を具へて收稅官吏に申出つべきことを規定したるものなれば其申出を爲さざるときは後日收稅官吏に對し取戻を請求するを得ざらしむること勿論なれとも第三者の有する民法上の權利を喪失せしむる趣旨のものに非ず(四三〇一三五、四三、六、三〇、大審民一、法六五六、七)

第三條

三 國稅徵收法第二十三條の一に依り政府か債權者に代位して差押へたる債權の全部を取立たるときは其債權の擔保たる抵當權の抹消の登記は政府より囑託すべきものにあらず即ち政府か債權者に代位するは唯債權者に代りて債務者より徵收を要する金額に滿つるまで債權取立を爲すことを得るに過ぎざるを云へるのみ故に政府は債權の承繼取得者とならず換言すれば政府は其債權關係の債權者と爲ることなし従て徵收を要する金額か偶々債權額と一致し徵收金額の給付ありたるにより債權全部辨濟の結果を生じたればとて債權者にあらずる政府より登記抹消の囑託を爲すへからざるは言を俟たざる所とす(四三、六、二三、法曹會決議、二〇卷九號)

第三條

四 不動産所有權の所在を晦まし以て差押處分を免れんとしたるものなるときは國稅徵收法第三

二條

十二條に所謂財産の藏匿脱漏に該當すべきものとす(四五、五二八、四五、四、一九、大審刑一、法七八八、二六)

五 國稅徵收法第三十二條第一項に所謂藏匿とは財産を隠匿する行爲にして脱漏とは之を減少せしむる行爲なれば其間外形に於て異なる所なきにあらずるも其目的たるや何れも納稅の資力なきものの如く假裝して國稅の連脱を圖るに在て同一法條の適用を受く可き行爲なり故に同時若くは連續して財産の藏匿及脱漏を爲したるときと雖とも一括して藏匿脱漏の名稱の下に一罪を以て論す可きものにして藏匿及脱漏の二罪に問ふべきものにあらず(四三、五八一、四三、五、二、大審刑二、法六四三、一六)

六 國稅滯納處分なるものは納稅義務者か其義務を履行せざるに依り其財産に對して強制處分を爲し以て滯納稅額に相當する金員を徵收することを目的とするものにして畢竟納稅義務者其人に對する處分に外ならず故に納稅義務者は公賣物件に對する權利を喪失するに至るは自然の結果なりと雖も該處分の效力を第三者に迄及ぼし以て其者の權利をも喪失せしむべきものに非ず(四三、三、五、東京控民二、法六三七、一一)

地方稅規則 (戶數割)

一 府縣稅賦課の細目に係る事項は府縣會の議決に依り關係市町村會の議決に付することを得るは府縣制第九九條の規定する所にして而して戶數割賦課か縣稅賦課規則第八條第二項に基き町會の議決に依りたるものなるときは法令上何等違法の點なきものとす(四三、二二四、四三、一一、二〇、行政二、法七二二、二七)

二 温泉宿營業の如きは明治三十八年縣令第一號縣稅賦課規則の明文上其業別判明なりと言ふを得ざるも現に明治三十年縣訓令第五十五號營業稅雜種稅科目業名及標準區別第七項宿業とある部に温泉宿の記入あるか如く温泉宿の主たる營業は宿業に在りて湯屋業に非ざるを以て一般に入浴料を徵收せざる限は温泉宿營業は右縣稅賦課規則第十二條の所謂宿業中に專屬するものと解釋するを相當とす而して湯屋業なるものは普通の湯屋業を指稱するものにして或一種の宿泊者に限り若干の入浴料を受くる者の如きは之に包含せられざるものとす(四二、一六〇、四三、三、五、行政二、法六五九、一五)

三 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戶數割なるものは戶を基礎とするものなれば一戶を構へたる者に非されば之を賦課することを得ず而して單に一定の賄料を支拂ひて他人の家に止宿するに止まる者の如きは一戶を構へたる者と謂ふを得ざるか故に之に對して戶數割を賦課するは右布告の趣旨に違背し適法の行爲と謂ふを得ず(四三、一六六、四三、六、一六、行政二、法七〇八、二七)

四 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戶數割は元來戶を基礎とするものなれば一戶を構へたる者に對するに非されば之を賦課することを得ず從て單に月一定の宿料を支拂ひて旅人宿に止宿するに止まる者は一戶を構へたる者と謂ふを得ざるか故に之に對しては戶數割を賦課することを得ざるものとす(四三、二三七、四三、一一、一〇、行政二、法七二二、二八)

五 村稅戶別割は縣稅戶數割の附加稅なるを以て本稅たる戶數割を賦課す可らざる者に對し之を賦課することを得ず而して戶數割は明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則に依り本來戶を基礎とするものなれば之を賦課せんには必ず一戶を構ふることを要するを以て村稅戶別割を賦

課せんか爲めには亦必ず一戶を構ふることを要す從て他人方に一定の宿料を支拂ひ止宿するに止まる者は一戶を構ふる者と認むるを得ざるに依り戶別割を賦課することを得ず(四三、一七一、一一八、四三、五、二八、行政二、法六七八、一九)

六 市現住の事實のみを以て其市所在の家屋に住居するものと斷定するを得ず從て此一事のみを以て戶數割を賦課したるときは適法なりと云ふを得ず(四二、八八、四三、五、一四、行政二、法六六九、一八)

七 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戶數割は本來戶を基礎とするものなれば之を賦課せんには必ずや戶を構ふることを要す而して一定の宿料を支拂ひて他家に寓居する者の如きは戶を構へたる者と爲すを得ず(四二、二八二、四三、一、二五、行政二、法六四四、一八)

八 假令縣知事又は其委任を受けたる官吏吏員の發したる徵稅令書に基づきたるものとするも賦課の處分を爲したる者は該處分の取消を求むる訴に於て對手たるの責を免れざるものとす又明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戶數割は戶を基礎とするものなれば一戶を構へたる者に非されば之を賦課することを得ず單に月一定の宿料を支拂ひて旅人宿に止宿するに止まる者は一戶を構へたる者と謂ふを得ざるか故に之に對しては戶數割を賦課することを得ざるものとす(四二、一五〇、四三、三、二、行政二、法六五九、一六)

九 縣稅戶數割を賦課するに當り家族にあらざる同居人の納稅及財産を標準として其賦課額を定むるも違法にあらず(四四、一五七乃至一五九、四五、二、一九、行政二、法七九一、二五)

一〇 單に戶數割及戶別割を納付せざるの故を以て直ちに一戶を構へざる者なりと斷定するを得ず(四三、二三八、四三、一一、五、行政二、法七二五、二八)

- 一一 妻子と共に他人方に寄寓して居室を共通し飲食を共にし薪炭油を共用し是等の實費を支辨したる者は一戸を構へたるものに非ず從て戸數割を賦課することを得ず(四四、一五、四四、四、二〇、行政二、法七三三、二九)
- 一二 戸別割は戸を基礎として之を賦課するものなるを以て之を賦課する場合には必ず一戸を構ふるものなることを要す從て一定の宿料を支拂ひて他家に止宿するに止るものに對し戸別割を賦課するは適法の行爲にあらず(四三、二六六、四四、三、二一、行政二、法七二七、二八)
- 一三 特別税分頭税條例第二條に分頭税は本町内に下宿又は三個月以上滞在し縣稅戶數割を負擔する義務なき者に賦課すとあるは縣稅戶數割を負擔せざる者に對し分頭税を賦課すべきことを規定したるに止まり縣稅に附加税を附加すべきことを制限したる趣旨に非ざるや條文上明白なれば町か町稅分頭税の納稅者に對し其負擔する縣稅に附加税を附加するは同條例の精神に違背するものと云ふを得ず而して分頭税は課税の標準を居住の事實に採り町稅戶數割は戸を構ふる事實を基礎とする縣稅戶數割に附加するものにして二者互に目的を異にすれば分頭税を完納したるを理由として町稅戶數割の賦課を拒むを得ず(四三、二七五、四四、二、二一、行政二、法七一七、二七)
- 一四 司法省の訓令に依り區裁判所出張所に當宿直を爲すものは戸數割を賦課せらるべきものとす(四五、一、二七、法曹會議、二二卷四號)

北海道地方費法

第四

- 一 明治四十二年度の北海道地方費法の課目課額は漁業權を享有するのみにて收穫を有せざる者

條

に對する水産税の賦課を認めざるものとす北海道地方費法の課目課額は單に各稅區に對する分配を規定したるに止まらず納稅義務の有無をも規定したるものとす(四四、四四、四四、七、八、行政二、法七七一、二八)

- 二 假令北海道地方費法第四條に掲ぐる者と雖も毎年定むべき課目に於て課税すべきことを定めざる以上は之に對して水産税を賦課することを得ざるものとす(四二、二九九、三〇七、三〇八、四三、三、三一、行政二、法六六一、二〇)

- 三 北海道地方費法第四條に掲ぐる者と雖も毎年定むべき課目に於て課税すべきことを定めざる以上は之に對して水産税を賦課することを得ざるものとす(四四、四四、四四、七、八、行政二、法七七一、二八)

第七

- 四 北海道に於ける戸數割に關する既納督促手数料の徵收に就ての異議は明治三十四年四月勅令第十八號北海道地方費令第十二條第一項竝に同三月法律第三號北海道地方費法第七條及び府縣制第一百五條所定の手續に依るべきものなれば之に依らざる申立は違法なりとす(四三、二八〇乃至二八五、四四、五、二〇、行政二、法七三三、三〇)

第七

- 五 北海道地方費法第十七條府縣制第一百五條に依れば府縣稅即ち地方稅の賦課に對する異議は徵稅令書又は徵稅傳令書の交付後三箇月以内に北海道廳長官に申立てざるべからざるものとす(四四、四四、四四、七、八、行政二、法七七一、二八)

所得稅法

- 一 所得稅を納むべき義務は所得に付政府の決定を経たる後にあらざれば確定せざるものなるか

故に其以前は所得税を納むる者と云ふを得ず(四四、二〇〇、四五、二、九、行政二、法七九三、二五)

條第一

二 所得税法第一條に依りて所得税納税の義務ある者の所得の計算より除外せらる可き所得は同法第五條の所得に該當せるものならざる可からず而して甲の配當金が臺灣にある會社に投したる資金より得る所得なりとするも株式金額として拂込みたる資金は既に甲の資産に非ず其資産は甲が株主として有する權利にして甲は東京に住所を有するときは此の權利に依りて收得する配當金は臺灣に於ける資産に依る所得なりと云ふを得ざるものとす(四三、一五七、四三、一〇、一五、行政三、法七二六、二八)

條第四

三 決定當時債權の存在する以上は收入豫算年額に依り所得を計算すべきは所得税法第四條の規定に依り明かなり(三九、三七、四三、二、一六、行政三、法六五二、一七)

四 第三種所得金額は總收入より必要なる経費を控除して之を算出す可く而して其必要なる経費とは種苗購買費業務に係る公課雇人の給料の如き收入に對し直接必要なる費用を指すこと所得税法第四條第一項第三號及同法施行規則第一條の規定に徴して明かなり然るに家屋買入資金に對する利子は資産増加の爲めにする借入金使用の對價にして家賃なる收入に對し直接必要なる経費なりと云ふを得ず又保険料の如きも買入れたる家屋の危険防禦の爲めに支拂ふに過ぎずして家賃なる收入と何等關係を有することなし(四三、七四、四三、六、一六、行政三、法六八一、一八)

五 會社は社員を離れて一個獨立の人格を有するか故に社員の多寡若くは社員相互の身分關係は會社の人格の上に何等影響を及ぼさず而して事業年度なきの故を以て法人の所得の性質を變し

て第三種所得と爲すことを得ざるものとす(四二、四七、四二、一〇、二九、行政三、法六三四、一七)

六 清算終了せざる以前に於ては社員は唯た出資返戻の希望を有するに止まるを以て斯かる未來の希望を根據として所得額を算定することは税法の趣旨に非ず(四二、四七、四二、一〇、二九、行政三、法六三四、一七)

七 債權の契約利率が利息制限法所定の利率を超過するときは利息制限法の利率に依り其の收入を計算すべきものとす(四三、一八四、四五、四、一六、行政三、法七八三、二七)

八 預金は其種類の何たるを問はず其性質上當然所得計算より除外すべきものに非ず(四三、一八四、四五、四、一六、行政三、法七九三、二七)

九 山林の立木を他物と交換したるときは一時の所得にして所得計算より除外すべきものにあらず(四三、一八四、四五、四、一六、行政三、法七九三、二七)

條第五

一〇 營利法人の營業の一部なる葉煙草賣買業が官營となりしか爲め煙草專賣法第七十五條第二項に依り受けたる補償金は其營業に關し收得したるものなれば所得税法第五號に該當するものに非らず(四二、七八、四二、二二、二七、行政三、法六四三、一七)

一一 臨時手當金なるものは會社が當該年度の利益を豫想し其一部を使用人の勤勞に應じて配當するものと認定するを相當とす(四三、一二二、四四、二、二〇、行政三、法七一九、二八)

一二 定期取引の結果引取りたる米穀を販賣して得たる收益が縱令繼續的なりしとするも之に依りて所得を得んとするか如きは全然豫期せざる所なるを以て所得税法第五號第五號に所謂營利事實に屬せざる所得に該當するものとす從て第三種所得金額決定に當りては之を除算すべきも

第九條

のとす(四二、五八、四四、四、二六、行政三、法七三三、二九)

第三條

一三 所得税法第九條第一項は第一種及び第三種所得金額の決定に關するものにして第一種を除外するものと解するを得す(四四、一二、四四、四、二二、行政三、法七二九、二八)

第七條

一四 一旦決定したる所得金額は所得税法第三十七條第三十九條及び第四十一條に依るの外濫りに之れか變更を許さざるものとす(四四、一二、四四、四、二二、行政三、法七二九、二八)

第四條

一五 所得税法第四十三條の二に依る所得金額の決定取消は所得金額の決定又は明治二十三年法律第六號に所謂租税の賦課に關する事件にあらず(四二、七四、四三、一〇、一八、行政三、法七二六、二七)

第六條

一六 所得税法第四十六條の所得税連税者の自首したる場合と雖選舉當時までに政府に於て所得金額を決定し納税義務確定したるときは其の決定及び税金納付の時期如何に拘はらず納税義務ある年度の始めより府縣制第六條第二項「一年以來」の期間を計算すべき者とす(四四、一九〇、四五、二、二六、行政三、法七八五、二五)

一七 所得金額不當決定取消の如き行政訴訟に於ては被告たる者は唯自己の爲したる決定を維持し原告の請求に對し防禦を爲すに止まるべく進んで自己の爲したる決定の金額を更に増加せんとするか如き請求を爲し得ざるものとす(四三、一八三、四四、七、七、行政三、法七六九、二七)

所得税法施行規則

第二條

一 所得税法施行規則第二條に「第三種の所得金額は申告、調査又は決定當時の現況に依り(中略)

條

之を算出す可し」とあり而して爰に所得申告當時の現況に依るとは必ずしも申告當時現存の所得に依ると限定す可きものに非ずして其以前に存在せし所得と雖も同年度内の所得なる以上は之を申告當時の所得現況に該當すと解す可きは勿論なるのみならず申告當時に存在せざりし所得にして決定に至る迄に發生し且消滅せし所得と雖も尙之を決定當時の所得現況として之に依り所得金額を決定し得可きことは同條の解釋上明なり(四二、四七、四二、一〇、二九、行政三、法六三四、一七)

第三條

二 明治三十二年勅令第七十八號所得税法施行規則第三十二條第二項に「前項の決定金額は所得税法第三十七條第三十九條第四十一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるに由り之を觀れば一旦決定したる所得金額は前示三箇の場合の外濫りに之を變更するを許さざる法意なりと解せざるべからず(四三、一一九、四三、六、一一、行政三、法七〇八、二七)

三 明治三十二年勅令第七十八號所得税法施行規則第三十二條第二項に「前項の決定金額は所得税法第三十七條第三十九條第四十一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるに由て之を觀れば一旦決定したる所得金額は前示三箇の場合の外濫りに之を變更するを許さざる法意なりとす(四二、三三、四二、一一、八、行政三、法六三六、一八)

四 明治三十二年勅令第七十八號所得税法施行規則第三十二條第二項に「前項の決定金額は所得税法第三十七條第三十九條第四十一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるを以て一旦決定したる所得金額は前示三箇の場合の外濫りに之を變更するを許さざるの法意なりとす(四二、六七、四二、一二、二四、行政三、法六四三、一八)

營業税法

第一條

一 生命保險會社に於て生存分配金に關し只豫算額を掲げて其支拂を契約したるものは商法第四百廿七條に所謂一定の金額を支拂ふべきことを約するものに非ず從て其金額給付の爲めに積立てたる資金即ち生存分配資金は保險金額支拂の爲めに積立てたるものに非ざるか故に之を以て保險責任準備金なりと爲すを得ざるのみならず其支拂備金にも非ず(四四、七、四四、二、二七、行政三、法七七六、二七)

二 或年度事業の資本収入殘高は其事業年度の損益計算に於て決算せられ次事業年度に繰越されたるものにして營業税法施行規則第五條に所謂積立金の性質を有する資産金額と見做すべき者とす(四二、一七五、四三、三、二六、行政三、法六五九、一六)

三 株式會社東京米穀取引所に於ける定期賣買は轉賣買戻に依りて決済し現物を授受するの意思を以て行はるる者に在ざるを常例と認む可く而して定期取引に於ける買附は此常例と異なるを認むべき徵憑なき限りは亦常例の如く現物取引の意思を以て爲したるものと認むべきに非ず(四一、一七七、四四、二、二〇、行政三、法七一九、二八)

第五條

四 在外代理店又は取扱店が其収入金額に對し本店より一定の手數料を受くるのみにして其資本を使用するものに非ざるときは營業税法第十五條第二項但書に所謂店舗又は營業場に該當せざるものとす(四二、一二六、四三、七、九、行政三、法七〇九、一七)

第二條

五 營業税法第二十一條は商工業の發達を保護するが爲に開業後一定の期間内營業税の徴收を特免するの精神なると明なり然るに若し法律第三十七號第二條の營業税を納むる者の中に營業税法

第二十一條の國稅不徴收期間内の營業者を包含せざるものとすれば同條の特免は國稅の稅源に移すこととなるに止り營業税法第二十一條の精神を没却するの結果を生ずべきか故に法律第三十七號第二條の營業税を納むる者の中には營業税法第二十一條の國稅不徴收期間内に於ける營業者をも包含するものと解するを相當とす(四二、一三八、四二、一一、行政一、法六四二、一七)

六 營業税法第二十一條は商工業の發達を保護するが爲めに開業後一定の期間内營業税の徴收を特免するの精神なると明なり然るに若し法律第三十七號の營業税を納むる者の中に營業税法第二十一條の國稅不徴收期間内の營業者を包含せざるものとすれば同條の特免は國稅の稅源を府稅の稅源に移すこととなるに止り營業税法第二十一條の精神を没却するの結果を生ずべきか故に法律第三十七號第二條の營業税を納むる者の中には營業税法第二十一條の國稅不徴收期間内に於ける營業者をも包含するものと解するを相當とす(四二、一三六、四二、一一、九、行政二、法六三九、一八)

第八條

七 營業税法第二十八條の四は同條の一に依る決定に對しては訴願又は行政訴訟を提起し得ることとを規定したるものにして既に審査決定あるや其の決定か前決定と異なると同一なるかを問はず第二十八條の四に依りて訴願又は行政訴訟を提起し得べきものとす(四二、五〇二、四四、七、五、行政三、法七七〇、二八)

八 營業税法第十八條の四は同法第十七條の算定に對し同法第十八條の一の決定ありたるときは未だ營業税の賦課せられざる以前に於て營業税標準に關し訴願又は行政訴訟を爲し得ることを規定したるに止まるものとす(四四、一三四、四四、二二、一三、行政三、法七六九、二七)

第三
六條

九 營業税法第三十六條又は明治四十一年法律第三十七號第二條は營業税を納むる者の營業に對する課税の制限を規定したるに止まり其の營業上使用する物件に對する課税を制限したるものに非されは營業税を納むる者の營業上使用する水車に對し物件税として縣税を賦課するは毫も此等の法律に牴觸するものに非ず(四三、二二二、四三、一一、五、行政二、法七二五、二八)

一〇 賣藥營業税は明治四十四年四月内務省告示第二十二號大藏省告示第二十七號を以て始めて直接國税に指定せられたるものにして其以前に於ては法規上直接國税と稱すべきものにあらず(四四、二〇〇、四五、一一、九、行政二、法七九三、二五)

一一 明治十三年第十七號布告營業税雜種規則第二條に規定せる水車税は水車なる物件を目的とするものなること同條に船車、水車、乘馬と列記せるに徴して明なり(四三、二二二、四三、一一、五、行政二、法七二五、二八)

登録

登録税法

第二
條

一 登録税法第二條第三號但書に所謂寄附行爲中には單獨たるもの及贈與等をも包含す(四四、三一、一八、法曹會決議、二一卷七號)

第六
條

二 明治四十三年法律第十一號を以て改正せられたる登録税法第六條及び第六條の二中「十圓を十五圓」とあるは第六條第一項但書の場合をも包含す(四三、六、三、民刑四五四、民刑局長回答)

第一
六條

三 社寺の合併に因る所有權移轉登記の登録税は登録税法第十六條第三號に依るを相當とす(四三、七、八、民刑六七〇、民刑局長通牒)

四 登録税法第十六條各號の權利中には先取特權、質權、抵當權は之を包含せざるものとす抑も一般の先取特權質權抵當權の移轉に付ては附記登記の登録税を徵するに一定せる今日に於て單り其取得の原因が登録税法第十六條各號規定の場合に限り徵税を異にする理由あるを發見する能はず(四三、六、二三、法曹會決議、二〇卷九號)

酒造税法

第一
二條

一 酒造税法第十二條は自然の損害に對し造石税を免除せんとする法意なりと解するを相當とす(四三、一一二、四三、六、二五、行政三、法七〇八、二八)

第二
二條

二 酒造税法第二十二條に依り其酒類製造の容器等を没收する場合又は煙草專賣法に於て其犯罪に係る葉煙草若くは煙草製造の器具機械等を没收する場合は刑法第十九條第二項の制限を受くべきものとす酒造税法は第三十五條の二に於ては特に何人の所有を問はず没收を爲すことを明確にするに拘はらず第二十二條には斯の如き明文を避けたるか故に第三者の所有に屬する物は没收せざるの趣意なりと解すべく又煙草專賣法は第六十一條に於て第三者の所有物は没收せざるの趣旨を明かにしたるを以て右没收の規定は刑法第十九條第一項の場合と異り職權的裁量を認めざる拘束的のものなる點に於て例外たるのみにして同條第二項に對する例外なりと認むるを得ず(四三、七、九、法曹會決議、二〇卷九號)

第二
七條

三 酒造税法に依り免許を受けたる酒類製造者か清酒の査定を免かるる目的を以て醪を繰越し其の検査を免かれ一部を清酒に製成して査定を免かれ一部を醪の儘所持したる場合に於ては製造醪の査定を受けざる行爲は同法第二十七條に依り又其醪を以て清酒を製成して査定を受けざる

行爲は同法第二十四條に依り處斷すべきものにして結局本場合は兩刑を併科すべきものとする(四四、三、一六、民刑甲六、民刑局長回答、法七〇八、二〇)

四 酒造税法及び關係法規中造石數の査定に付き行政訴訟を許すの規定なきを以て之を許さざるものとす(四四、一〇〇、四四、一〇、四、行政三、法七五七、二八)

酒精及酒精含有飲料税法

第二條

一 酒精及酒精含有飲料税法第二十三條には酒類又は酒精を含有する飲料を製造するもの又は之を販賣する者の代理人戸主家族同居者雇人其他の従業者に於て其業務に關し同法を犯したるときは其製造者又は販賣者を處罰すべき旨規定しありて同條の適用を受くべき者は酒精又は酒精を含有する飲料を製造し若くは之を販賣する者ならざる可らざるが故に麥酒又は酒造税法に所謂酒類を製造する者若くは之を販賣するもの、雇人にして雇主の業務に關し酒精及酒精含有飲料税法を犯すことあるも雇主に對し酒精及酒精含有飲料税法第二十三條を適用するを得ず(四四、八四二、四四、六、二七、大審刑一、法七三〇、二八)

砂糖消費税法

第二條

一 砂糖消費税法第二條に製品の原料として砂糖々蜜又は糖水を使用するは其消費と看做すとあるに依れば砂糖を原料として砂糖を製造し得ると明なれば數種の砂糖を使用し之を混和して他の種類に屬する砂糖を得るに於ては同法第三條所定の消費税の割合を異にする結果を來すに依り其砂糖は之を製造したるものとす(四三、八二九、四三、五、二三、大審刑一、法六四九、

一八)

第八條

二 政府に申告せずして種類の異なりたる砂糖と糖蜜とを製造するは即ち二個の法益を侵害するものなり而して一個の行爲を以て砂糖と糖蜜とを製造したる行爲は政府に申告せずして砂糖を製造したる罪名と政府に申告せずして糖蜜を製造したる罪名とに觸れ刑法第五十四條第一項前段に依り一の重き刑に従ひ處分すべきものとす(四五、八七四、四五、五、二四、大審刑一、法七九五、二六)

三 砂糖糖蜜又は糖水を製造する者か同一の場所に於て砂糖糖蜜若くは糖水を原料とする砂糖糖蜜若くは糖水以外の物品の製造業を兼營することは砂糖消費税法第八條の二の禁する所にして同條に所謂砂糖糖蜜又は糖水を製造する者とは政府に申告したると否とを問はず汎く其製造に従事する者を指稱するものと云はざるべからず(四五、八七四、四五、五、二四、大審刑一、法七九五、二六)

通行税法

一 通行税納税主體は乗客なり(四四、一二、一五、京都地刑一、法七六五、一三)

印紙税法

一 實際上或文書の内容が財産権の消滅を直接若くは間接に證明するの效用を具有する場合に於ても苟くも其作成者に於て當該事實を證明する目的を以て作成せしものに非ざる限りは印紙税法に所謂受取書に非ず從て斯る文書に印紙を貼用せざりしとするも印紙税法違反となるべきも

のに非ず(四四、一〇、六、東京區、法七四九、二二)

收入印紙賣捌規則

第八條

一 何人と雖も收入印紙を定價以下にて賣捌きたる者は收入印紙賣捌規則違反の責あるものとする(四四、六、二四、法曹會決議、二二卷一號)

印紙犯罪處罰法

第三條

- 一 印紙を貼用したる文書が使用せられざる場合に於ては假令印紙に消印を爲したるときと雖も他の文書に之れを貼用することを得べく從て再使用の罪を構成せず(四四、六、二四、法曹會決議、二二卷一號)
- 二 消印の有無に依りては直に印紙の再使用なりや否やを判定することを得ず(四五、三、三〇、法曹會決議、二二卷五號)

關稅法

第七條

- 一 貨物の輸入とは貨物を船舶より我國內に陸揚するを云ひ貨物を積載したる船舶が我港内に入るも未だ陸揚を爲さざる時は之を以て貨物の輸入ありたるものと云ふを得ず(四五、二二、二四、四五、四、九、大審刑一、法七八九、二七)
- 二 關稅法第七十五條は連稅を防止するの目的を以て連稅行爲を處罰し輸入行爲其ものを處罰するものに非ざるのみならず其他にも輸入を禁止し若しくは其所有所持を禁止したる法規なきを以て關稅法に従ひ沒收すべき貨物は之を禁制品なりと云ふを得ず(四四、八、一〇、廣島控刑一、法七三八、二三)

第八條

- 三 關稅法第八十三條には犯則者より追徴すとありて追徴の言渡は犯則當時の貨物の所有者に對してのみ爲すべきものに非ずして其貨物に關する各犯則者に對して之を爲すべき法意なりとす(四五、二二、二四、四五、四、九、大審刑一、法七八九、二七)
- 四 關稅法第八十三條の舊規定に「之を讓渡若しくは消費したるときは其價格に相當する金額を犯則者より追徴す」とありしを改正せられたる同條の現行規定には「沒收すること能はざるときは其價格より關稅及消費稅に相當する金額を控除したる金額を犯則者より追徴す」とあるを以て之を比較すれば舊規定に所謂「其價格に相當する金額」とは貨物の到着價格に關稅及消費稅に相當する金額を加算したる金額を云ふこと明なり而して新舊兩法比照の結果舊法を適用すべき場合には附加刑たる沒收又は之に代るべき追徴の處分も亦舊法に従ふべきものとす(四五、二二、二四、四五、四、九、大審刑一、法七八九、二七)
- 五 關稅法第八十三條の舊規定は數多の犯則者ある場合には犯則者をして連帶して納付せしむべく規定せざるか故に各犯則者間に連帶債務者の關係を有せしむる法意にあらすして各犯則者をして各獨立して同條所定の價格全部を納付せしむる法意なりとす而して若し犯則者中の或者か其全部若しくは幾部を納付したるときは納付済の部分に付ては更に追徴を爲し得ざるものとす(四五、二二、二四、四五、四、九、大審刑一、法七八九、二七)

非常特別稅法

間接國稅犯則者處分法

八二四

第六條

一 織物に付ては非常特別稅法第六條に外國に輸出する織物又は製品として外國に輸出せんとする織物及製造者の自用に供する織物は命令の定むる所に依り消費稅を免除す可き旨の規定あるの外他に免除の規定なきを以て同條に該當せざる織物は都て課稅す可きものとす(四二、一三二、四二、一二、二七、行政三、法六四三、一七)

第七條

二 非常特別稅法第七條及び織物消費稅法第四條に消費稅は引取人之を納付すべき旨規定する所の引取人なるものは織物販賣者を指稱し販賣者に非ざる者を包含せざるを以て販賣者に非ずして自家用のため織物の製造を依頼するものに納稅の義務あらざること明かなり而して織物製造者が販賣者に非ざる者より自家用の爲め織物の製造を依頼されたる場合に於て納稅義務が製造者にあるとは非常特別稅法第六條織物消費稅法第三條に製造者が自家用のため自ら製造したる織物に付ては免除せらるゝの規定あるを以て知るに足るものとす(四三、一六五〇、四三、一〇、四、大審刑一、法六七八、一八)

間接國稅犯則者處分法

第一條

一 間接國稅違反者を訴追するには犯則金額を明示したる通告を犯則者に發するにあらざれば起訴することを得ざるものとす(四四、四、一一、大阪地刑四、法七一六、一三三)

二 間接國稅犯則者處分法第十條には願末書の記載を立會人又は尋問を受けたる者に示すべき旨規定しあるか故に願末書の記載にして之を以上のものに示し其名下に捺印を爲したる以上は假令其者が無筆なるも右記載事項は其者に於て之を承諾したるものなることを知り得へければ前示規定の要求する手續は適法に履踐せられたるものとす(四四、五二三、四四、四、一七、大

録録

審刑二、法七一五、二八)

三 課稅事實の認定は稅務官廳の職權に屬するものにして司法裁判所の判決に羈束せらる可きものに非ず(四二、八七、四三、五、三二、行政三、法六七八、一九)

四 主稅か特定行爲稅たる以上之に附加して賦課したる附加稅も亦特定行爲稅と認めざるへからず(四四、一六三、四五、二、五、行政二、法七九一、二八)

五 明治四十一年法律第三十七號第一條第二號第三項は附加稅及段別割を併課する場合に於ては云々と規定しあるに依り段別割のみを課する場合に適用すべきものにあらず(四五、六三、四五、五、二四、行政二、法七九三、二八)

間接國稅犯則者處分法

八二五

煙草專賣法

第二條

一 煙草賣捌規則第一條同第六條に依れば煙草元賣捌人とは政府より製造煙草を買受け之を煙草小賣人に賣渡す者を指稱し煙草小賣人とは煙草元賣捌人より製造煙草を買受け之を消費者に賣渡す者を指稱す而して煙草元賣捌人と煙草小賣人とは互に相兼ねることを得ざるか故に煙草專賣法第二十二條に「製造煙草は政府又は政府の指定したる煙草元賣捌人若しくは煙草小賣人に非されは之を販賣することを得ず」とあるは煙草元賣捌人にあらざれば煙草を煙草小賣人に販賣することを得ず又煙草小賣人に非されは煙草を消費者に販賣することを得ざる趣旨なること洵に明なり従て煙草元賣捌人は消費者に對しては煙草賣捌人に非ず又煙草小賣人は其同業者に對しては煙草賣捌人にあらざるを以て煙草小賣人に於て煙草を其同業者に販賣するに於ては煙草專賣法第四十九條に所謂煙草賣捌人にあらすして製造煙草を販賣したる者とあるに該當す（四四九、一一五、四四、六、一五、大審刑二、法七二七、二八）

二 購買組合は産業法第一條第三號に依り産業又は生計に必要な物を購買し之に加工し又は加工せしめて之を組合員に賣却することを目的とする社團法人なるを以て政府の製造煙草を買受け之を組合員に賣却せんとせば煙草小賣人たる指定を受けざるへからず之に反して若し煙草小賣人たるの指定を受けずして政府の製造煙草を買受け之を組合員に賣却したるときは煙草專賣法第二十二條第一項に違背するものとす（四五九、七五八、四五、五、一〇、大審刑一、法七九三、二四）

三 煙草專賣法及煙草賣捌規則に參照するに煙草賣捌人に二種あり一は煙草元賣捌人にして他は煙草小賣人なり而して煙草元賣捌人は製造煙草を煙草小賣人に（或る場合には同業者たる賣捌人にも）販賣し煙草小賣人は製造煙草を消費者に販賣する者にして即ち煙草元賣捌人と煙草小賣人との間には劃然たる區別あり従て煙草小賣人は其同業者たる小賣人及煙草元賣捌人に對しては煙草賣捌人に非ざると同時に煙草元賣捌人は消費者に對しては煙草賣捌人に非ざる者と云はざるへからず果して然らば煙草元賣捌人にして若し製造煙草を消費者に販賣するに於ては右は煙草專賣法第二十二條に違反したるもの即ち同法第四十九條に所謂煙草賣捌人に非すして製造煙草を販賣したる場合に相當するを以て之に對し右第四十九條所定の刑罰を適用すべきものなり（四三九、一四四三、四三、九、九、大審刑一、法六七二、一八）

第四條

四 官製煙草を開披して民製煙草に改装し政府の證券を剝取して之を改装煙草に貼付し販賣したる所爲中開披は改装の手段となり開披若しくは改装は共に讓渡の手段となり又讓渡と不正使用とは同時行爲即ち一個の行爲にして二個の罪名に觸るゝものにして以上の行爲は相互に手段結果の關係を有するものなるか故に此點に關し刑法第五十四條第一項を適用し一罪として處分すべきものとす（四三九、一八二八、四三、一〇、二八、大審刑一、法六八五、二八）

五 賣捌人が政府の封緘を施したる製造煙草の包裹を開披若しくは改装して其一部を販賣し一部を所持したる場合に於ては開披改装の點に付き煙草專賣法第二十四條、第五十條販賣の點に付き第三十四條、第五十七條を適用し賣捌人以外の者か斯の如き行爲を爲したるときは販賣の點のみに付き同法第三十四條、第五十七條第四十九條刑法第五十四條を適用すべきものとす（四四、三、一八、法曹會決議、二二卷三號）

第五條

六 實質が煙草代用品なるも賣藥として免許を得たる以上は之れが販賣行爲は罪とならず而して煙草代用品を販賣するに當り賣藥として販賣し得るものなりと信し居るときは行爲の違法たる事實の認識をなし居たるものと云ふを得ず（四四、六、二三、神戸區、法七三〇、二六）

第八條

七 葉煙草を窃取したる犯人が其贓物たる葉煙草を處分したるときは他人の財産権を侵害する關係に於て後の處分行爲は前の窃取に因り既に領得したる目的物に對し横領の目的を實行したるに過ぎざるを以て前の窃取行爲が竊盜の罪名に觸るる外後の處分行爲は別に何等の罪名にも觸るべきものにあらず從て此場合に於ては刑法第五十四條第一項後段の適用なきものとす而して政府に納付すべき葉煙草を他に讓渡する行爲は煙草專賣法に依て保護する政府の煙草專賣權を侵害するものなれば他人の財産権を侵害する葉煙草の窃取行爲とは各犯罪の性質上手段たり若くは結果たる關係を有せざるものとす左れば假令葉煙草の窃取が政府に納付すべき葉煙草の讓渡行爲に對して具體的に手段たり若くは結果たる關係ありとするも右二個の行爲は各獨立して別個の罪を構成すべく刑法第五十四條第一項後段に所謂犯罪の手段若は結果たる行爲にして他の罪名に觸るるものとし一個の牽連犯を以て處断すべきものに非ず（四三九一八五二、四三、一〇、二五、大審刑二、法六八三、二八）

第九條

八 專賣法に所謂煙草販賣の準備は其名稱の示す如く煙草の販賣以前に於て販賣を爲すに必要な一切の行爲を意味し煙草の販賣前に在ては犯罪行爲として獨立の存在を有するも犯人が已に販賣を爲したる以上は犯人の所爲は之れを包括的に觀察し準備行爲の範圍を離れ茲に賣買行爲の區域に入りたるものとし其行爲の全部に對し煙草販賣の行爲あるものとして刑の適用を爲すべく其所爲を分割し其一部に付準備罪の刑を適用し他の一部に付販賣罪の刑を適用することを

得ず故に犯人其準備したる煙草の一部を賣却し他の一部分は尙之れを手裡に保存する場合と雖も其煙草は販賣に關するものとして之れが處分を爲す可きものとす（四三九四九六、四三、四、二九、大審刑一、法六四六、一八）

九 煙草元賣捌人にも非ず又煙草小賣人にも非ずして煙草小賣人及消費者に製造煙草を販賣したる行爲は煙草專賣法第四十九條に所謂煙草賣捌人にあらずして製造煙草を販賣したる一個の犯罪行爲とし之に對し同法條所定の十圓以上五百圓以下の罰金なる一個の刑罰に處するを相當とす（四四九二二七二、四四、一一、二八、大審刑一、法七六五、二七）

第六條

一〇 煙草專賣法第六十一條所定の追徴は當該犯人の手より其犯罪に係る煙草を沒收する能はざる場合に其價格相當の金額を納付せしむる爲め言渡す者にして右は畢竟該犯人をして其犯罪に係る煙草に關し利益を得せしめざることを以て主たる目的とするにあれば煙草賣捌の資格なくして煙草を販賣し而して其買受人が亦煙草賣捌の資格なくして之を他に販賣するの準備を爲したる場合に於て後の犯人より之を沒收することを得たりとするも其最初の販賣者たる犯人より其販賣に係る煙草の價格に相當する金額を追徴すべきは當然の事に屬す（四三九一四四三、四三、九、九、大審休暇、法六七一、一八）

一一 煙草專賣法第六十一條に據る追徴は共犯者ある場合に於ては共犯者全體より共同の關係に於て之が讓渡金の全部を追徴すべきものとす（四三九一八二八、四三、一〇、二八、大審刑一、法六八五、二八）

第六條

一二 煙草專賣法第六十五條に依れば煙草耕作者試作者煙草賣捌人等をして其代理人戸主家族同居者雇人其他の従業者かなしたる犯法行爲に付き其罪責を負はしむるには是等の者が其業務に

關し煙草專賣法又は同法に基きて發する命令に違反したることを要するのみにして右法律命令中煙草耕作者試作者煙草賣捌人等を以て犯罪の主體となしたる條項に違反したることを以て其要件とせず故に煙草專賣法第二十二條の規定に違反する行爲を同法第四十九條に依り處罰するは固より煙草賣捌人たる資格に基きて爲したる行爲の制裁にあらざるは論を待たずと雖とも煙草元賣捌人たると煙草小賣人たるとを問はず苟も煙草賣捌人たるものの業務を執行するに當り其の從業者に於いて煙草販賣に關する同法第二十二條違反の行爲をなすか如きは即ち煙草賣捌人の從業者か其業務に關し同法に違反したるものに外ならざるを以て同法第六十五條に依り煙草賣捌人は同法第二十二條第四十九條の罪責を辭するを得ず(四四九一八〇三、四四、一〇、一九、大審刑二、法七五一、二八)

第八條

一三 煙草專賣法第八十二條第三項の規定は其第二項の命令を遵守せざりし場合に於て適用すべきものにして已に政府の命令に因り包装を施し證票を付せる以上は民製たると政府製造煙草たるとを問はず同法第二十四條の犯罪を構成すること勿論なるを以て同第五十條同第三十四條第一項同五十七條を適用し處分すべきものとす(四三九一五〇四、四三、九、二〇、大審刑一、法六七二、一八)

鹽專賣法

第三條

一 鹽專賣法第三十三條末段に其刑法に正條あるものは刑法によるとあるは同條前段に規定せる不法行爲に對し刑法の規定と競合する場合に於ては常に刑法に依り處罰すべきを規定したるものにして同法第三十三條規定以外の行爲と雖も同法に規定せる不法行爲にして苟も刑法に觸るるものは刑法の規定を適用し尙ほ同法第五十四條に依り處斷すべきものとす(四三九一七九一、四三、一〇、二七、大審刑二、法六八四、二八)

第八條

二 鹽專賣法第三十八條に同法の違反者には間接國稅犯則者處分法を準用する旨の規定あり而して間接國稅犯則者に對しては收稅官吏に於て罰金科料に相當する金額等納付の通告を爲したる上告發を爲すにあらざれば檢事か之に對し公訴を提起するを得ざるを以て鹽專賣法違反者に對しても稅務署長に於て前示通告を爲したる上告發を爲すにあらざれば檢事より公訴を提起するを得ざるは勿論裁判所も亦之を處罰するを得ざるものとす(四四九一四八八、一四九〇、四三、一〇、三、大審刑一、法七四七、二七)

專賣特別定價賣渡及交付金下附規則

一 專賣特別定價賣渡及交代金下附規則第十六條第一號には外國に輸出する爲め又は第一條第六號の用途に使用する爲め賣渡を受けたる鹽を許可を受けずして他に譲り渡したるとき」とありて當初より外國に輸出する意思なくして賣渡を受けたる場合を規定したるものにあらず(四三

れ三一九、四三、四、七、大審刑一、法六三七、一八)

議 院 法

九條一

- 一 衆議院議員の歳費を受くるの権利は所謂公権なるを以て之か履行を民事裁判所に請求し得べきものにあらす(四四、一一、一一九、東京控民一、法七七二、二六)
- 二 帝國議會議員の歳費支拂請求權に對する差押命令又は轉付命令ありたりとて議員たる地位の存續せる以上は之か爲めに右歳費を辭するの權能を奪はるべきものに非す(東京地民三、法七四一、二〇)

衆議院議員選舉法

第八條

一 衆議院議員選舉權を有する者同一選舉區内に於て引續き住所を有し且引續き地租を納むる以上はたとひ養子縁組又は其離縁の結果不動産登記簿上の登記事項中所有者の氏に變更を來たし又は住所に移動を生ずるも其選舉權に何等の影響を及ぼすものにあらず(四四、一一、二、法曹會決議、二二卷二號)

第三條

二 衆議院議員選舉法第三十八條には選舉人名簿に登録せられたる者と雖も自から被選舉人の氏名を書すること能はざる者は投票を爲すことを得ざる旨の規定あるを以て本條規定の無筆者は選舉に關し投票を爲すこと能はざるは勿論なるも苟くも同法第八條の要件を具備し選舉人名簿に登録せられたる者は投票權の有無に拘はらず之れを選舉人と云ふに妨げなきことは同法第九條同第二十條同第二十一條同第二十三條同第二十四條に於ける選舉人なる文字の用例に照し明瞭なるを以て本法に所謂選舉人とは選舉人名簿に登録せられたる有權者を指稱し投票能力者たることを要せざるものと解するを穩當とす從つて選舉有權者にして選舉人名簿に登録せられたる者即ち選舉人に在りては縱し同法第三十八條第二項の規定に違反する行爲ありとするも亦投票の效力如何は措て問はず同法第九十八條の罪を構成す可き者に非ず(四三九、九二、四三、六、七、大審刑一、法六五六、八)

第七條

三 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號には選舉に關し直接又は間接に金錢物品等を選舉人又は選舉運動者に供與し云々とありて供與を受けたる者か選舉人又は選舉運動者に非されは之を處罰せざるものなり故に其供與を受けたる者の資格は犯罪構成要件なるを以て判決上其實を明示することを要す(四五、二、一五、長崎控刑一、法七七六、一四)

第八條

四 議員候補者に對して或一定の金額を給與するに於ては有權者を買收して投票せしむへしと申込むか如き行爲は罪となるべきものに非ず(四五、六、一、函館地刑、法七九七、二六)

五 衆議院議員選舉法第八十八號第一號の拐引罪は選舉に際し選舉人を誑惑して其現在地より他所に誘引するに因りて成立するものにして其自由意思を羈束して同行を強要し又は選舉權の行使を妨害することは同罪の構成要件に非ず(四五、五七九、四五、四、二二、大審刑二、法七八九、二八)

六 判決に於て選舉有權者甲外卅二名の各住家に就き云々と判示する以上は被告人か特定の有權者を勧誘したること明白なれば其氏名を逐次詳記するの要なし(四四九、二八二八、四五、一一、二〇、大審刑一、法七七六、二六)

七 甲か乙の當選を妨ぐるの目的を以て同人に關し虚偽の事項を公にしたるときは即ち選舉妨害の目的を遂けたるものにして乙の當選と否とは犯罪の成立に何等の影響を及ぼすべきものに非ず(四五、九二、三、四五、三、七、大審刑一、法七七九、二八)

府 縣 制

第六條

- 一 府縣の爲め請負を爲す者は縣會議員の被選舉權を有せざるものとす(四四、一六八、四四、二二、二三、行政二、法七七五、二七)
- 二 縣金庫事務の取扱を爲す銀行の委託を受け縣支金庫事務の取扱を爲す銀行は假令其の委託を受くるに付き縣の認可を経又縣が直接に之に對して指揮監督を爲し若くは之をして報告を爲さしむる事實ありとするも縣は直接に契約を締結せざる以上府縣制第六條第九項に所謂府縣の爲め請負を爲す法人と謂ふを得ず(四四、二〇八、四五、一一、一四、行政一、法七八五、二五)
- 三 實業營業税を其の直接國税たらざりし以前より計算して一年以上納付するも直接國税となりたる以後一年に滿たざるときは府縣制第六條第一項の納税資格を具備するものと謂ふことを得ず(四五、五、四五、三、四、行政二、法七八五、二七)
- 四 府縣制第六條第九項に所謂請負の意義は營利の意思の伴ふとを必要とせず(四四、二〇一、四五、二、五、行政二、法七九〇、二八)
- 五 刑法施行法第二十八條に依れば人の資格其他の事項に關し舊刑法の刑名又は罪別を掲けたる他の法律の規定は刑法施行の爲め變更せらるることなしとあるか故に町村制第九條第二項の規定は刑法施行の爲め變更を受くることなきや明なり而して刑法第二百三十四條第二百三十三條の罪及び同第三百十條の罪にして何れも三年以下の懲役又は罰金に該るものなるときは刑法施行法第三十條第一項に基づき町村制の適用に付ては舊刑法の輕罪と看做すべきものたるは勿論

此等の罪は三年以下の懲役に處せらるることあるべきものにして而も刑法施行法第三十六條に六年未滿の懲役に處せられたる者は他の法律の適用に付ては刑の執行を終り又は其執行を受くることなきに至るまで公權を停止せられたるものと看做すとある以上町村制の適用に付ては公權停止を附加す可き罪に非すと謂ふを得ざるか故に既に此等の罪の爲め公判に付せられたる以上は其結果の如何を問はず町村制第九條第二項に所謂公權停止を附加す可き輕罪の爲め公判に付せられたる者に外ならず從て同項の規定に依り公權を停止せられ又同第十二條第一項但書の規定に依り町村會議員の選舉權を有せざるに至り惹て府縣制第六條第二項所定の府縣會議員被選舉權の要件を缺くに至り同第三十七條第一項前段に依り府縣會議員の職を失ふべきものとす(四二、一三一、四二、一二、二五、行政二、法六四三、一七)

六 刑法施行法第二十八條に人の資格に關し舊刑法の刑名を掲けたる他の法律の規定は刑法施行の爲め變更せらるることなしと規定し同法第三十三條乃至第三十六條に於て他の法律の適用に付き舊刑法の重罪輕罪の刑に處せられ又は公權を剝奪し若くは停止せられたる者と看做さるるの區分を規定したるを以て選舉法違反事件の爲め公判に付せられたる者は町村制第九條第二項同第十二條及府縣制第六條を適用して縣會議員失職の決定を爲し得べきものとす又衆議院議員選舉法第八十七條に選舉の前後を問はず左の各號に該當するものは一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處すとの規定ある以上同條の犯罪は公權停止を附加すべき輕罪に非すと云ふを得ざるか故に同條の犯罪の爲め公判に付せられたるは即ち町村制第九條第二項に所謂公權停止を附加すべき輕罪の爲め公判に附せられたるものに外ならず(四二、一三七、四二、一二、九、行政二、法六三九、一七)

七 刑法第二百五十三條の罪は一年以上十年以下の懲役に該る罪なれば刑法施行法第二十九條に依り他の法律の適用に付ては舊刑法の重罪と看做すべきものにして而かも舊刑法の重罪には同法の規定上公權剝奪を附加すべきこと明かに又刑法第五百十九條第三項の罪は一年以下の懲役に該る罪は一年以下の懲役にも處せられ得べきこと辯を俟たす然るに刑法施行法第三十條第三項に依れば一年以下の懲役に該る罪は他の法律の適用に付ては舊刑法の重禁錮に該る罪と看做すべきものにして而かも舊刑法の重禁錮に該る罪は同法の規定上公權停止を附加すべき輕罪なること明瞭なれば刑法第二百五十三條及同第五百十九條第三項の罪の爲め公判に付せられたること明かなる以上町村制第九條第二項後段の適用に付ては即ち公權剝奪若くは公權停止を附加すべき重罪輕罪の爲め公判に付せられたるものと看做さるべく從て同法第十二條第一項但書府縣制第六條第二項及ひ第三十七條第一項に依り縣會議員の被選舉權を失ひたるものとす(四三、二七四、四四、二、四、行政二、法七二一、二七)

八 衆議院議員選舉法第八十七條は選舉の前後を問はず左の各號に該當するものは一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處すと規定せるを以て二者擇一の刑に處せらるるへしと雖右規定に該當する被告事件に付公判に付せられたる以上は刑法施行法第十九條及第二條に依り一年以下の禁錮刑を包含する犯罪に該當するものとして公判に付せられたるものなれば同法第三十六條六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者及舊刑法の禁錮の刑に處せられたる者は他の法律の適用に付ては公權を停止せられたるものと看做すとの規定に依り公權停止を附加すべき罪の爲め公判に付せられたるものと謂はざるを得ず從て町村制第九條第二項同第十二條第一項に基づき府縣制第六條第二項同第三十七條第一項に依りて縣會議員の失職者と

決定するも違法に非ず(四二、二七一、四三、四、一六、行政二、法六六二、一八)

九 偽證罪は三月以上十年以下の懲役に該る罪なれば刑法施行法第三十條第三項に依り他の法律の適用に付ては舊刑法の重禁錮に該る罪と看做すべきものにして而かも舊刑法の重禁錮に該る罪は同法の規定上公權停止を附加すべき輕罪たること明なれば偽證罪の爲め公判に付せられたる以上は市制第九條第二項後段の適用に付ては即ち公權停止を附加すべき輕罪の爲め公判に付せられたるものと看做さるべく從て同法第二條第一項但書、府縣制第六條第二項及ひ第三十七條第一項に依り縣會議員の職を失ふべきものとす(四三、二〇、四三、五、一二、行政二、法六六九、一七)

一〇 府縣制第六條第八項は府縣會議員に當選したる者か後日市町村長を兼ねることを禁ずるの趣旨を包含するものにあらず(四四、一二、二、法曹會決議、二一卷三號)

一一 法人家屋税を負擔しつつある會社所有の住宅に住所を有する者に對しては府縣稅戶數割及其附加稅たる町村稅を賦課することを得ず(四四、五、一三、法曹會決議、二一卷八號)

一二 投票に被選舉人の氏名完全に記載なしとするも府縣制第十八條第四項及ひ同第二十七條の規定を綜合して考ふるに投票の記載に多少不完全の點ありとするも被選舉人の何人たることを確認し得る以上は必しも之を無効とするの法意にあらずと解するを妥當とす(四二、九〇、四二、一二、七、行政二、法六三九、一八)

一三 投票に誤字ありとするも指示者を認め得べきときは其者の得票中に算入すべきものとす(四二、一二六、四二、一二、一二、行政二、法六四三、一八)

一四 府縣制第三十五條に所謂「選舉の規定に違背することあるとき」とは選舉執行に關する手

第三五條

府縣制

第一〇四條

第一〇四條 府縣制第六條第八項は府縣會議員に當選したる者か後日市町村長を兼ねることを禁ずるの趣旨を包含するものにあらず(四四、一二、二、法曹會決議、二一卷三號)

一二 投票に被選舉人の氏名完全に記載なしとするも府縣制第十八條第四項及ひ同第二十七條の規定を綜合して考ふるに投票の記載に多少不完全の點ありとするも被選舉人の何人たることを確認し得る以上は必しも之を無効とするの法意にあらずと解するを妥當とす(四二、九〇、四二、一二、七、行政二、法六三九、一八)

一三 投票に誤字ありとするも指示者を認め得べきときは其者の得票中に算入すべきものとす(四二、一二六、四二、一二、一二、行政二、法六四三、一八)

一四 府縣制第三十五條に所謂「選舉の規定に違背することあるとき」とは選舉執行に關する手

第三五條

府縣制

續か成規に違背したる場合を謂ふものにして衆議院議員選舉法第八十七條を準用すべき犯罪行為ある場合の如きを謂ふものに非ず(四五、三三、四五、四、一五、行政二、法七九四、一七八)

一五 縣會議員當選人に酒食を饗應して投票を爲さしめたりとするも選舉當時迄に公判に附せられたる者あらざる以上其當選の效力に影響を及ぼすべきものに非ず(四四、一九三、四五、三、一五、行政二、法七九四、二七)

○第四條

一六 選舉有權者甲及び乙の兩名を拐引したるときは一個の行爲にして二個の罪名に觸るゝものなるを以て刑法第五十四條一項第十條に依り一の重き乙を拐引したる罪の刑に従ひ選舉有權者丙を拐引したる所爲と共に連續犯を爲すを以て刑法第五十五條に依り一罪として處斷すべき者なり(四五、五七九、四五、四、二二、大審刑二、法七八九、二八)

一第四條

一七 府縣制第四十一條は歳入出豫算を定むる事等の事件に付議決すべきことを規定したるに止まり議案提出の方法に關し知事の所爲を不當とする議決を爲すべき權限を包含するものにあらず(四三、三八、四三、四、三〇、行政二、法六六九、一七)

第四條

一八 司法省訓令に依り區裁判所出張所に宿直を爲すものは戸數割を賦課せらるる義務あり(四五、一、二七、法曹會決議、二一卷三號)

○第九條

一九 府縣稅戸數割賦課の標準は府縣制第九九條の規定に依り關係市町村會の議決に附する事を得るものなれば市町村會に於て之か規定を設けて各人の納額を議決する事を得べき場合に於ては其決定に一定の根據標準を設けざる時と雖も其決議が市町村會の見る所に從て爲したるものに對しては納額の不權衡を理由として決議を違法ありと云ふを得ず(四四、一六七、四五、一、三一、行政二、法七八五、二八)

二〇 縣會に於て府縣制第九九條に依り縣稅戸數割賦課の細目に係る事項を村會の議決に付し又縣稅賦課徵收規則を以て村會をして適宜標準を設けしむる場合に於ては戸數割賦課の標準に付ては總て村會の議決に一任したるものと言はざるべからず(四二、八九、四二、一一、二五、行政二、法六三八、一八)

二一 府縣稅賦課の細目に係る事項は府縣會の議決に依り關係市町村會の議決に付することを得るは府縣制第九九條の規定する所にして戸數割賦課か縣會の議決を経て制定せられたる縣令縣稅賦課規則に基づき町會の議決に依りたるものなるときは法令上何等違法の點なきものとす(四三、六二、四三、六、二五、行政二、法七〇八、二八)

二三 戸數割なるものは一戸を構へたる者に非されは之を賦課することを得ず又小學校令施行規則は教員服務上の規律に過ぎざるは勿論單に住居の義務を定めたるに止まり一戸を構ふると否とには何等の關係なき者とす(四二、一二三、四二、一一、二〇、行政二、法六三四、一八)

二三 府縣制第九九條に府縣稅賦課の細目に係る事項は府縣會の議決に依り關係市町村會の議決に付することを得とありて熊本縣稅賦課規則第二十六條は之に基き定めたるものなり而して同條に於ては戸數割賦課等級の決定に關し何等の制限を設けざるに依り村會か其見込を以て各戸の負擔額を定むるも之を違法なりと云ふを得ず(四二、二〇〇、四三、二、五、行政二、法六四四、一七)

二四 縣稅賦課の細目に付町村會か之を議決する方法に關して何等の制限なき以上は等級を議定するに當り特別査定の事由及査覈の理由を特に明示せざるの故を以て該議決を違法なりと云ふを得ず(四二、一三五、四三、一、二九、行政二、法六四四、一八)

二五 縣稅賦課規則第十二條に依れば市町村會に於て縣稅の賦課額を議決するは毎年四月三十日限りの定めにして其以後に在りて之を議決するは同規則の認許する所に非ざるか故に更正の議決は該規則に違背せる不法の決議にして法律上其效力を有すべきものに非ず(四二、一八四、四三、一、二七、行政二、法六四四、一八)

第一條 二六 縣稅の賦課に關する異議は府縣制第百十五條に依り三箇月以内に縣知事に申立てざるべからず而して村役場に異議申立書を提出するは不用の手續にして假令其提出したる時日か決定の期間内にありとするも縣知事に到達したる期日か該期間を經過したる以上は申立の効なし(四二、一一八、四三、二、一七、行政二、法六四四、一七)

第二條 二七 府縣參事會の決定書にして異議申立人の住所に於て未成年者なるにもせよ相當の年齢に達せざる家族に交付せられたる以上府縣制の解釋として異議申立人は其時を以て其交付を受けたるものと爲さざるを得ず(四四、一八九、四五、三、一五、行政二、法七九三、二六)

郡 制

第六條 一 村稅及び督促手数料に付て滯納處分を受け公民權を停止せられたる者は郡會議員の被選舉權を失ふものとす(四三、二五九、四四、六、一三、行政二、法七四八、二七)

二 傷害罪は刑法第二百四條に依り十年以下の懲役に該る罪なれば刑法施行法第三十條第三項に依り他の法律の適用に就ては舊刑法の重禁錮に該る罪と看做すべきものにして而かも舊刑法の重禁錮に該る罪は同法の規定上公權停止を附加すべき輕罪たること明なれば傷害罪の爲め公判に付せられたる以上は町村制第九條第二項後段の適用に付ては即公權停止を附加すべき輕罪の爲め公判に付せられたるものと看做さるべく從て同法第十二條第一項但書郡制第六條第二項及第二十六條第一項に依り郡會議員の職を失ひたるものとす(四三、二二〇、四三、一一、二〇、行政二、法七二一、二八)

第九條 三 郡會議員選舉の日時を定むるは郡長の職權に屬し選舉長たる町村長に於て之を變更することを得ず又選舉長たる町村長が擅に郡長指定の時刻前より選舉を開始し投票を爲さしめたる場合に於ては該時刻前に行はれたる投票は無効なり(四四、六七、四五、三、一二、行政二、法七九〇、二七)

第一條 四 選舉人自ら運筆したるものと雖も型に據りて描出したる投票は郡制第十五條第六項に掲げたる者の投票にして無効とす(四五、一二、一三、四五、三、一三、行政二、法七九一、二五)

第二條 五 市町村會議員選舉罰則第二條に所謂物品中に酒食を包含すと雖も市町村會議員選舉罰則は市

八條

制及び町村制の改正により自から廢止せられ市町村會議員の選舉に付きては明治四十四年十月一日以後は新市制第四十條新町村制第三十七條に依り衆議院議員選舉に關する罰則を準用せざるへからざるを以て從て郡會議員の選舉に付きて亦自ら處罰規定の變更を來たし明治四十四年十月一日以後は郡制第二十八條に依り衆議院議員選舉に關する罰則を準用せざるへからず(四四九、二七七〇、四五、二、一六、大審刑一、法七七四、二七)

市制

一 府縣參事會に訴願するには市會の裁決を経ざるへからざるものなるも係争事件に關係ある以上府縣參事會の裁決は市會の裁決事項に限定せらるるものにあらず(四三、二四七、四四、三、七、行政二、法七一七、二五)

二 三級有権者を二級に編入し二級選舉當日其者が投票を爲したる事實ありとするも成規の手續を経て確定したる名簿に二級選舉人として登録せられたる者なるときは縱令三級選舉人に屬するものとするも選舉資格を喪失せざる限は二級選舉人として選舉を行ふことを得べきものとす(四二、三五八、四三、六、一六、行政二、法七〇八、二七)

三 選舉前所得額に付き政府の決定を経たる者に非されば被選舉人たるを得ざるものとす(四三、二四七、四四、三、七、行政二、法七一七、二五)

第六條
四 市制第十六條の定期半數改選の爲め當選したる市會議員が當選の際被選舉資格の要件を缺きたるを理由とし其當選を取消されたるに基き市制第二十八條末項後段に依り更に執行すべき選舉は定期半數改選と解すべきものとす(四四、一〇一、四四、一一、二八、行政二、法七七〇、二七)

第七條
五 市會議員の死亡に因り行ふべき選舉は市制第十七條に所謂補欠選舉なれば前項選舉と其性質を異にし各別に執行すべきものとす(四四、一〇一、四四、一一、二八、行政二、法七七〇、二七)

第二二條

六 舊市制第二十二條「投票は被選舉人の氏名を記入し封緘の儘選舉人自ら掛長に差出す可し」云々の規定は選舉を公平且つ確實ならしめんとする趣旨なれば掛長は必ず自ら投票を受け之を投票函に投入すべく他人をして之を受けて投函せしむることを許さざるものと解すべきものとす(四四、一一、四五、一、二六、行政二、法七九三、二五)

第二八條

七 市制第二十八條第一項に於ては廣く選舉の效力に關し訴訟の提起を許すに依り同條第三項は只選舉の定規に違反したるときは選舉を取消すことを得當選者か被選資格を有せざるときは當選の取消を爲し得ることを規定したるに止り此二つの場合の外選舉に關する訴訟を許さざるとを規定したるものにあらず又反對の明文なき以上は期間は其事項の生したる日の翌日より起算するを普通の例と爲す(四二、一〇三、四三、三、一一、行政二、法六五二、一八)

八 日、週、月又は年を以て定めたる期間の計算に付きては其の初日を算入せざるを我邦法制上の一般原則と認むべく而して市制第二十八條には「選舉の日より七日以内」とあり同法中起算日を示したる規定なきを以て同條に依り訴訟を提起し得べき期間は一般原則に従ひ選舉の翌日より起算すべきものとす(四三、二四七、四四、三、七、行政二、法七一七、二五)

九 市制第二十八條第三項は第二項の場合と共に第一項の請願に對し選舉の規定に違背し又は被選舉人中其資格の要件を有せざることを發見したる場合に於ける處分行爲を規定したるものなれば第一項の請願に對しても適用すべきものとす(四三、二五一、四四、三、七、行政二、法七二九、二五)

一〇 市制第二十八條第三項は選舉の規定に違背したるときは云々又被選舉人中云々其人の當選を取消し更に選舉を行はしむべしと規定し直ちに次點者を當選者と定むべき趣旨には非ず(四三、二五一、四四、三、七、行政二、法七二九、二五)

一一 舊市制第八十四條に所謂市住民中特に市有の土地建物を使用する權利とは民法上の權利にあらずして行政法上の權利を指稱し土地建物を賃借使用するか如き民法上の權利は之に包含せざるものとす而して市會は法律の定むる所に従ひ市を代表して市に關する一切の事件を議決するものにして舊市制第三十一條は其議決すべき事件を制限せず其概目を列記したるに依て見るも土地建物の賃借に關する事件は市會が同條の規定に準據し議決すべきものなること毫も疑を容るべからず故に築港埋立地に於ける地所建物の賃借に關する出願問題の如きは市參事會か市條例に基き決定執行すべき事務にはあらずして市會の決議に附すべき事項なれば市會議員の職務に關するものとす(四四、一三八八、四四、一〇、三二、大審刑一、法七五九、二八)

一二 市は假令其管理に屬する河川の使用占用に付特に一個人に對し民法上の契約を爲すを得ざるものなりとするも大阪市に於ては其の見解を異にし曩に大阪巡航株式會社と報償金契約を締結したるものなれば右報償金契約に附隨せる報償金減額の議案の如きは純然たる民法上の契約に關する事項として市會に提出せられたるものなるときは市會議員は該議案が市會の議に附せらるべきものなるや否やに付ても自由なる意見を以て之を審議するの職責あるものにして議案の原因たる契約其ものか元來市の爲す能はざる性質のものたり又其契約を爲すに付成規の手續を履踐せざる等の事ありとするも是を以て其議案に付ては何等職務權限なきものなりと云ふを得ず(四四、一三八八、四四、一〇、三二、大審刑一、法七五九、二八)

一三 營造物を創設するには其前提として土地所有者の承諾を得れば足るべく必ずしも土地收用法若くは契約に依り物權を取得することを要するものに非ず(四四、一一、一一、東京控民三、

法七六四、二二二)

第一條

一四 特有財産を有する市町村内の大字若しくは部落は場合に依ては其名を以て新に不動産を買受くることを得へし(四三三、二二二、三、法曹會決議、二二二卷二號)

町 村 制

第三條

一 町村の分合改稱により現に大字として存在せざるものは訴權を行ふことを得ざるものとする(三八、二四五、四二、一一、一三、行政一、法六三六、一八)

第四條

二 町村制第四條に依れば町村の廢置分合に付ては内務大臣の許可を要すれとも右の處分に就き其町村の財産を處分するには府縣參事會の議決を以て足り別に内務大臣の許可を要するものには非ず(東京控民一、法六七二、一一)

第七條

三 市町村境界變更の執行期限並に町村制第四條第四項の財産處分の如きは必ずしも境界變更と同時に發案し同時に議決することを要するものに非されは議案に此等事項の定なく從て此等事項に關する議決なければとて該議案は境界變更の議案に非ず又其の議決は不法なりと謂ふを得ず(四二、六六、四二、一一、九、行政二、法六三六、一八)

第九條

四 別に一戸を構へ居らざる者は町村制第七條の所謂獨立の男子に非ざるに依り町村公民たるの資格を有せず隨て郡會議員の被選舉權を有せざる者とす又事實一戸を構へ居らざる者は戸數割を負擔したるの故を以て一戸を構ふるものと言ふを得ず尙選舉人名簿に登録せられ若しくは校舍建築委員の職に就きたるとありたる事實あるのみを以て公民權の資格要件を具備するものと言ふを得ず(四二、一一、四二、一一、九、行政二、法六三九、一八)

第九條

五 刑法第二百三十條に公然事實を摘示し人の名譽を毀損したる者は其事實の有無を問はず一年以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處すとある以上同條の罪は一年以下の懲役又は

禁錮にも處せらるべき罪なれば之を以て一年以下の懲役又は禁錮に該る罪に非すと謂ふを得ず而して刑法第八十五條の罪と同第八十六條の罪とは其構成條件を異にし全く別種の罪にして同第二百三十條の罪の如く一種の罪にして數種の刑あるものとは自ら其撰を異にするか故に彼是同一に論ずるを得べきものに非ず從て同第二百三十條の罪に付きては檢事の求刑如何は其罪質を定むるに何等の關係なきものとす而して刑法施行法第卅條第二項に無期又は短期一年以上の懲役若くは禁錮に非ざる懲役若くは禁錮に該る罪は他の法律の適用に付ては舊刑法の禁錮に該る罪と看做す旨規定しあり而も舊刑法の規定に依れば禁錮に該る罪か公權停止を附加すべき輕罪たること明白なれば其罪は町村制第九條第二項の適用に付ては公權停止を附加すべき輕罪なりと看做さるへからす又公權を停止せられたる者は之に依り直に町村會議員の選舉權を失ふべきこと町村制第十二條に依りて自ら明に從て又直ちに其被選舉權を失ひ町村會議員資格の要件を失ふべきこと同第十五條第一項に依りて自ら明なり而も一たび其要件を失ひたる事實は假令後日無罪の判決を受け再び其要件を具備するに至るも決して抹消し得べきに非されは其後と雖も該事實に基づきて町村制第三十條の議決を爲すを妨げず(四三、二七七、四四、一、三一、行政二、法七一、九、二八)

第三條

六 選舉人名簿には選舉人の等級の區別及び其標準たる納稅額を明示すべく之を欠きたる名簿は適法に非ず(四四、三四、四四、五、一六、行政二、法七三七、二七)

第五條

七 代書業と共に登記申請の代人業を營む者は町村制第十五條第四項に依り議員に選舉せらるべきを得ざるものとす(四四、二九、四四、六、八、行政二、法七三八、二七)

第八條

八 町村制第十八條第二項は選舉前十日を限りて確定名簿と爲すべきこと、右期限以後は名簿を

修正すへからざること、を併せて規定したる者にして修正の有無に拘らず選舉前十日を限り確定名簿と爲すべきの法意なりと解するを相當とす(四四、三、四四、四、八、行政二、法七二九、二七)

九 町村制第十八條第二項に依れば選舉人名簿は選舉前十日を限り確定名簿と爲すべきものとす而して普通期間の計算方は事柄のありたる當日を算入せざるを原則とす(四二、九一、四二、一一、二二、行政二、法六四二、一七)

第九條

一〇 町村會議員の補缺選舉に際し公告記載の議員數を少數に改めたることか誤謬訂正にして公告事項の變更と見ることを得ざる場合には其訂正の日より七日の期間を経過せしめて選舉を行ふことを得べきものとす(四二、八二、四四、一一、二五、行政二、法七七〇、二七)

第二〇條

一一 町村制第二十條の規定は終始二名若くは四名の立會を要する趣旨なりと解釋すへからざること、を以て苟くも二名を下らざる限り又同制第廿三條第三項の假議決を爲さざる限は假令一時既定の人員を備へざりしとするも之を違法なりと謂ふを得ず(四三、二三一、四三、一一、二七、行政二、法七二三、二七)

第二一條

一二 選舉の事務を補助せしむる爲め町村吏員又は小使を選舉會場内に入らしむるか如きは町村制第二十一條に牴觸するものに非ず而して同條の所謂選舉人は汎く各級の選舉人を包含し必しも其級の選舉人に限らざる趣意なり又選舉人か他人に代書を依託したる以上假令其者が第三者をして之を封緘せしめたればとて此一事を以て投票の秘密を侵したるものとして此等の投票を無効なりと爲すを得ず而して代書投票に關する紛争の事實の如き之を選舉錄に記載すること、を必要とするものに非ず又既定の時刻に先たち選舉會を開會したりとするも毫も選舉權の行使

第二條

に妨害を與ふるものに非されは之を以て選舉を取消すの理由と爲すに足らず(四一、一六一、四三、二二、二四、行政二、法六五二、一七)

一三 投票の拒否に對し異議申立なきの故を以て選舉に關する委任狀を不眞正なりと云ふを得ず又委任狀の日附は作成日を記入するを要せざるを以て其日附が選舉當日なるか爲めに該委任狀を不眞正なりと断定するを得ず而して北海道一級町村制第四十九條第三項但書末段に代人は委任狀を選舉掛に示すへしとあるのみにして其形式に付き何等の規定なきを以て委任狀は本人の自筆に限るべきものに非ずして代人に於て作成するも有效なりとす(四三、二五三、四四、四、一三、行政二、法七二九、二六)

一四 投票か封筒の天地兩端より特殊の手段を用ゆれば僅に被選舉人を窺知し得るに止まる場合に於ては選舉の秘密を保つに妨げなし(四四、八、四四、五、四、行政二、法七三七、二八)

一五 同村内地に同一姓名及び類似の氏名をも唱ふるものなく而して國音相同しき文字を使用して投票したるときは選舉人に於て誤書したることを推定するを得べきを以て其投票は其者を選舉したるものとして有效なり(四三、二五四、四四、一、二四、行政二、法七一九、二七)

一六 外部より容易に被選舉人の氏名を透見し得べき投票は選舉の秘密を保つに足らざるを以て該投票は無効にして其選舉を取消すべきものとす(四四、一三、四四、五、四、行政二、法七三七、二七)

一七 投票代書の際他の選舉人等か之を自撃し其被選舉人の何人たるかを認知したればとて之か爲めに其投票を以て舊町村制第二十二條第一項の規定に違背したるものと爲すを得ず(四五、三八、四五、四、一九、行政二、法七九四、二五)

第二條

一八 投票か封筒に入れられず又糊貼せられざりしときは假令如何に折疊まれありしとするも町村制第二十二條に所謂封緘せられたるものと云ふを得ず(四四、一三八、四四、一一、一二、行政二、法七七五、二八)

一九 投票は如何に細く折疊まるゝとも苟も封筒に入れられ又は糊貼せられざる以上封緘を施したるものと云ふことを得ず(四五、四、四五、三、一五、行政二、法七九〇、二七)

第二條

二〇 選舉會か一部投票の效力に關し不當の議決を爲すも之か爲めに其選舉を目して選舉の規定に違背したるものと爲すを得ず(四五、三八、四五、四、一九、行政二、法七九四、二五)

二一 苟くも選舉人に於て囑託せられたる人を選舉するの意思を生したる以上選舉干渉の事實ありとするも其投票を無効とすべきものに非ず(四五、三八、四五、四、一九、行政二、法七九四、二五)

二二 定期改選と補缺選舉とは之を區別して行ふべきものとす而して定期改選と補缺選舉との投票函を誤りて投票を投入するも之か爲めに其投票を無効とすべきものに非ず(四五、三八、四五、四、一九、行政二、法七九四、二五)

第二條

二三 投票代書の事實投票を封筒に入れたる事實並に封筒の枚数の如きは必ずしも選舉録に記載せざるへからざる事項に非ず(四五、三八、四五、四、一九、行政二、法七九四、二五)

第二條

二四 苟も選舉の效力に關する訴願ありたる以上は之れか裁決を爲すに付ては訴願人の申立たる事項のみならず汎く選舉の效力に關係ある諸般の事項をも調査して決すべきものとす而して舊町村制第二十九條第三項の規定は同條第二項により郡參事會に附議したる場合に限らず選舉の效力に關し訴願ありたる場合にも適用すべきものなり(四五、四、四五、三、一五、行政二、法

七九〇、二七)

〇第三條

二五 村會議員が公權停止を附加す可き輕罪の爲公判に附せられ其資格の要件を失ひたる場合と雖も舊町村制第三十條に依り村會の議決を経ざる限り之か補缺選舉を行ふことを得ざるものとす(四五、五二、四五、五、八、行政二、法七九四、二六)

二第三條

二六 明治二十一年法律第一號町村制第三十二條に依れば町村の事件は一切町村會の議決すべきものなること一點の疑を容れず其第三十三條は町村會の議決すべき事件の概目を擧げたるものなれば町村が定額豫算内の支出を爲すか爲め必要なる一時の借入金爲す事は縱令右概目の一に該當せざるものなるも町村會の議決を経ざる可らず況んや如上借入金は歳入出豫算を定めたる歳入に非ずして右概目中の第八に所謂歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲す事に該當するに於てをや均しく定額豫算内の支出を爲すか爲め必要なる一時の借入金を爲すにも市か之を爲すには同年同號法律市制第六六條に於ては特に但書を以て市會の議決を要せざることを明定したるを以て觀れば市會の議決を要せざるは變例たるを知る可くして同種借入金に關する町村制第六六條には斯る但書を掲げざるに徴するも亦以て町村が如上借入金を爲すには町村會の議決を要するものとす(四五、一九、四五、二、一三、大審民一、法七七九、二六)

五第三條

二七 町會議員選舉取消處分を取消したる場合に於て郡長に出訴權を認めたる規定なきものとす(四二、四六五、四六六、四三、一、二九、行政二、法六四四、一八)

〇第四條

二八 村會にて第一審以來の大字代表者の訴訟行爲を追認し且上告審に於ける應訴の決議を爲したるときは假令第二審に於ける應訴の村會決議が不完全にして代表者に對する授權に欠缺あり

九第四條

しとするも其欠缺は右の追認の爲めに補正せられ代表者の訴訟行爲は當初より總て有效なりとす(四四、四二、四四、一〇、四、大審民二、法七五二、二七)

〇第六條

二九 町村制第四十九條は町村會議事録に署名する議長及び議員を以て其作成者と爲す法意なり(四三、五〇六、四三、五、三二、大審刑一)

二第六條

三〇 町村の委員は町村制の規定に従ひ選舉せらるべきものにして慣例に依り當然就任すべきものに非ず(四四、七、七、岡山地判、法七三三、二六)

三一 町村制第六十二條第四項に收入役の選任は郡長の認可を受く可し云々其他第六十一條を適用すとありて同第六十一條に再選舉にして猶其認可を得ざる時は追て選舉を行ひ認可を得るに至るの間認可の權ある監督官廳は臨時に代表者を選任すべき旨の規定存するを以て役入役の臨時代理なる者は町村制の認むる町村吏員なり而して其の職務權限は收入役と同一にして町村の收入を保管すべき職責を有す(四四、一七〇、四四、七、四、大審刑一、法七三二、二六)

八第六條

三二 法規に明文なき限り一旦任期満了し數日を経て再び助役に就職したる者は前後引續き在職せしものと云ふを得ず(四二、一四七、四四、六、二七、行政三、法七五七、二七)

三三 立木賣却の方法に關する村會の議決にして單に立木の賣却に在りとせば右賣却の方法の如きは即ち議決の執行に外ならざるを以て町村制第六十八條第二項の規定に依り村長の職權に屬すると明かなれば特に村會に於ける議決に基きたるものにあらずる以上は當初其の方法を定むるも後に之を改定變更するも共に村長の職權に屬し敢て村會の議決を要すべきものにあらず(四四、一六五、四四、九、一八、大審民一、法七四六、二八)

三四 村長か助役の退隱料受給權利を否認し給與處分の取消を求むる議決を執行せむとするには

該給與處分を取消さざるへからず然るに其の之を爲さざる以上は現金の支拂を爲さざる事實あれば沖權利に何等の消長なく從て該處分の效力に關係なければ該議決を執行したるものと云ふを得ず(四二、一四七、四四、四、六、行政、法七二五、二七)

三五 村長は數名に對する議員資格の議決案を提出するに際し之を一案と爲し得るものとす而して數名の議員資格の議決案を一案と爲したる場合と雖も其議決に付ては各事件毎に其關係者を除外し他の者は當然議事に參與せしむべきものとす(四四、五一、四四、七、四、行政二、法七五七、二七)

〇第七條

三六 町村制第七十條第二項に町村長は町村會の同意を得て助役をして町村行政事務の一部を分掌せしむることを得とあるは町村長の補助員として其事務の一部を委任分掌せしむるの謂にして特に町村會の同意を経へき旨を規定したる所以は其委任分掌せしめたる事務に付ては助役をして責任を負ひ之を専行せしむる爲にして町村長固有の權限を喪失したるものと解するを得ず(四三九、二六九、四三、四、二五、大審刑二、法六四五、一八)

三七 町村制第七十條第三項に所謂町村長故障あるときは町村長が法律上又は事實上の理由に依り自己の職務を行ふ能はさるときを意味す(四三、一一、一九、法曹會決議、一一卷二號)

三八 町村収入役か受領したる町村の収入は一切収入役の占有に屬すべきものにして(町村制第七十一條)町村の歳入を管理し其他會計出納を監視する職務權限を有する町村長と雖も該収入に對しては占有權なきものとす而して町村長は唯町村の基本財産を保管占有するのみ(町村制第六十八條第四號)に過ぎざるものとす(四四九、二二九、四四、三、一六、大審刑二、法七〇八、二六)

一第七條

二第七條

三九 村長か村會の議決を経ずして村の爲め爲したる法律行爲と雖も後日村會か之に對して承認を與ふるに於ては其行爲は有效なりとす(四五〇、二二八、四五、五、一七、大審民二、法七九五、二五)

四〇 町村長か町村を代表して訴訟行爲を爲す場合に於ては町村會の議決を要するものとす又町村長か訴訟行爲を爲すに付き要する町村會の特別授權は訴訟行爲の繫屬中何時にても之か追認を爲し得べきものとす而して村會の決議を経たりと認むへからざる村長の借入金は村債となるべきものに非ず(名古屋地民一、法七五二、二六)

九第七條

四一 助役か村長の代理として職務を執行するに當り村長の名義を以て文書を作成すると雖も其文書にして助役か村長代理として正當に作成し得べき性質のものなるときは職務の便宜上代理名義を省略したるに止まり之を以て偽造と認むべきものにあらざれば其效力を有すること勿論なり(四四九、一〇九、四四、七、六、大審刑二、法七三三、二七)

八第八條

四二 高等小學校設立の費用は舊町村制第八十八條に所謂必要なる支出なりとす(四四、一七七、四五、二、二八、行政二、法七九四、二七)

九第八條

四三 村會に於て村有財産の一部を特定し之を翌年度より村の教育蓄積金に編入することを決議したる以上は該決議を経たる特定財産は翌年度の始めより當然村の教育蓄積金たる性質を具備すべく前年度歳入出決算の有無は毫も敘上性質の具備に影響なきものとす(四三九、二六二〇、四四、一、二七、大審刑一、法六九九、二八)

四四 町村制施行前に在りては法律上法人の語なく從て町村を法人としたる法令存せざりしことは固より論を待たず然れども町村か權利の主體となりて財産を所有することを得たるものとす

第七條

(四四〇三〇五、四四、一〇、一九、大審民一、法七五二、二七)

四五 司法省訓令に依り區裁判所出張所に宿直を爲すものは戸數割を賦課せらるる義務あり(四五、一、二七、法曹會決議、二二卷三號)

第六條

四六 村債か前收入役公金費消の結果一時借入金償還の必要に出たるときは町村制第六條の天災事變等已むを得ざる支出云々の規定に該當し村債を起したるは同條に違背するものにあらず(四三、二六九、四四、二、二八、行政二、法七一九、二八)

第一條

四七 町村制を施行せざる町村に於て金穀を公借する場合に於ては戸長並に總代二名の連署を以て爲すことを得るものとす(四四、一一、二〇、函館地民、法七六五、一四)

第一條

四八 町村制第十四條に依り町村内の區又は其一部が特別の財産を所有し若くは營造物を設け費用を負擔するときは其區又は一部は町村以外獨立の法人を組成するものなるも是は畢竟其特別の財産又は營造物に關する獨立の權利を存續せしむる趣旨に出たるものなれば特別の財産を所有し又は營造物を設くるに非ずして大字住民の共同利益を圖ることを以て大字なる獨立法人の事業なりと謂ふ可からず隨て物件類は大字の所有に屬すべきものに非ず然れども如上團體の大字住民間に往時より組織せられ而して總代の交代ありたる場合に於ては舊總代は新總代に對して保管書類を引渡すべき慣習あるのみならず從來大字住民の他地方に轉住する者あるときは毎に團體を脱退すべく又他地方より大字住民に轉住し來る者あるときは之を團體に收容すべく孰れの場合に於ても一に住民たる資格の得喪に伴ふものにして當事者の意思如何を問はざるものなるに於ては斯の如き團體組織は假令當初は住民間相互の契約關係に基き又各自共同の出捐を爲す事實ありとも今に於ては既に其地方の慣習を成すものと謂ふは格別之を以て純然たる組

合契約と爲すは其當を得たるものにあらず(四三〇一五四、四三、一一、四、大審民三、法六八四、二七)

第一條

四九 町村制に依り人格を有する區は例外規定なるにより財産の寄付を受くることを得ず(四三、一、二九、法曹會決議、二〇卷三號)

第一條

五〇 町村制第十五條但書に「區の出納及び會計の事務は之を分別す可し」とあるは同制第七十一條に規定する如く出納及び會計の事務は收入役をして取扱はしめ町村長に其取扱を爲さしめざる趣旨なり(四三九一二七、四三、三、一七、大審刑一、法六三三、一八)

第一條

五一 適法に成立したる町村組合は公法人にして町村と同じく公知の事實なれば特に證據に依り之を認めたる理由を明示するの要なきものとす(四五九六八四、四五、五、二一、大審刑一、法七九三、二四)

五二 郡長か町村組合の委任に依り町村組合の事務を管理することは郡長の職務權限に屬せざるも郡長在職の者を以て町村組合の管理者と爲すことは法律の禁する所に非ざるか故に舊町村制第十七條第一項に依り組合事務の管理方法として郡長在職の者に組合の管理を委託する旨の規定を設くるときは郡長は一個人として之を承諾することに因りて該組合の管理者たる資格を取得し得へし(四五九六八四、四五、五、二一、大審刑一、法七九三、二四)

第二條

五三 町村制第二十三條は町村會議決機關の曠缺を補充する規定に外ならずして單に市町村會成立して議決を爲さざる時のみならず町村會の成立せざる場合をも包括するものなれば理由なくして名譽職を逃れんとするものに對する制裁を郡參事會か村會に代りて議決するも違法にあらず(四四、一四六、四五、二、五、行政二、法七九一、二七)

第二條六

五四 町村會が許可を得ずして町村制第二百二十六條第一項第三號の附加税を賦課することの決議を爲し之れが賦課徴收を爲したるは違法にして此場合には町村制第四百四條に依り之れが救済を求むることを得るものとす(四四、三、一八、法曹會決議、二一卷三號)

第二條七

五五 町村立小學校の基本財産たる不動産の賣却には郡參事會の許可及監督官廳の許可を要す(四三、一、二九、法曹會決議、二〇卷三號)

第二條九

五六 町村制第二百二十九條に「町村吏員及使丁其職務を盡さず又は權限を越ゆるか爲め町村に對し賠償すべきことは郡參事會之を裁決す」とあるは町村吏員が行政上の職務に關し町村に損害を被らしめたる場合に關する規定にして不法行爲による損害の賠償に關し適用すべきものに非ず(四三、四、三〇、東京控民二、法六五五、一一)

市町村會議員選舉罰則

第二條

一 市町村會議員が選舉人に對し酒食を饗應すべきことを約束したる行爲は市町村會議員選舉罰則第二條第一項に所謂投票を得又は他人に投票を得せしむる目的を以て物品を選舉人に授與することを約束したる者に該當す而して各選舉人に酒食を饗應することを約束したる各所爲は之を包括して一個の法益即ち選舉が公平に行はるべきことに對する法の要求に反抗するものにして且つ同一意思に依り連續して犯したるものなれば各被告に對して市町村會議員選舉罰則第二條第一項第五條舊刑法第二百三十四條刑法施行法第二十五條第十九條第二十條刑法第五十五條を適用すべきものとす(四四、四、六六、四六八、四四、四、一一、大審刑一、法七二二、二八)

二 市町村會議員選舉罰則二條の違反者にして其目的を達したる者は同第五條に刑法第二百三十四條の例を以て論ずとありて舊刑法第二百三十四條の刑は即ち右選舉罰則違反の刑に外ならざれば刑法施行法に所謂他の法律に定めたる刑なるを以て之を加減すべき場合には刑法施行法第二十一條に依り舊刑法の加減例に關する規定に依らざるへからず(四四、一〇、四二、四四、六、六、大審刑一、法七二四、二八)

第五條

三 市町村會議員選舉罰則第五條に「第二條に記載したる目的を達したるものは云々」とあるは即ち賄賂の授受又は約束を爲して選舉人をして投票を爲さしめたる者は勿論其收受人は約束を受けて投票を爲したる選舉人をも處罰する主旨なりとす(四五、三、八二、四五、四、五、大審刑一、法七八八、二六)

督局長に對し訴願を爲し其裁決を経たる後に非されは行政訴訟を提起することを得ざるものとす(四四、九三、四四、九、二九、行政三、法七四八、一八)

七 各省大臣に訴願を爲したるときは行政訴訟を提起するを得ざるは行政裁判法第十七條第三項の規定する所なり(四四、四、二八、行政三、法七三一、二七)

八 農商務大臣に訴願し裁決を経たるものは行政訴訟を提起することを得ず(四四、一、四四、三、三一、行政三、法七二九、二七)

九 行政裁判法第十七條第三項の規定は各省又は内閣に訴願を爲したるときは假令其裁決前と雖も同時に行政訴訟を提起するを得ざるの法意なるを以て一旦爲したる農商務大臣に對する訴願の取下を爲すも其取下の當時既に出訴期限經過後に屬する時は行政訴訟を提起するを得ざるものとす(四三、二、三九、四四、三、一〇、行政三、法七二九、二六)

一〇 行政裁判法第十七條第三項に依れば主務省に訴願を爲したるものは行政訴訟を提起することを得ざるものとす(四四、二〇四、四四、二二、二〇、行政三、法七六九、二七)

一一 稅務署長の爲したる課稅處分を不當とする訴願に對し稅務監督局長が其處分を是認し訴願を排斥したる場合に於ては稅務署長の處分は消滅するものに非ざるを以て行政訴訟を提起するに當り稅務署長を被告とするも將た稅務監督局長を被告とするも原告の自由なり而して稅務署長の處分に對し適法の訴願を爲し之が裁決ありたるときは其裁決書の交付を受けたる日より法定の期間内に稅務署長を被告として行政訴訟を提起し得るものとす(四三、二六七、四四、二、二七、行政三、法七七六、二七)

一二 稅務署長の爲したる課稅處分を不當とする訴願に對し稅務監督局長が其處分を是認し訴願

を排斥したる場合に於ては稅務署長の處分は消滅するものに非ざるを以て行政訴訟を提起するに當り稅務署長を被告とするも將た稅務監督局長を被告とするも原告の自由なり又稅務署長の處分に對し適法の訴願を爲し之が裁決ありたるときは其裁決書の交付を受けたる日より法定の期間内に稅務署長を被告として行政訴訟を提起し得るものと解すべきものとす(四三、二六七、四四、一二、二七、行政三、法七六八、二七)

一三 境界査定未済の山林に對しては行政訴訟を許すべきものに非ず(四一、一二四、四三、六、二一、行政二、法六八一、一八)

一四 單純に國有林境界標を建設したるのみにして査定處分を爲したるに非ざる場合に於ては行政訴訟を提起するを得ず(四五、七〇、四五、五、六、行政二、法七九三、二七)

一五 郡村宅地に對し等級を付するは唯地價修正の準備行爲にして未だ行政廳の處分と云ふを得ざるを以て之に對しては行政訴訟を提起するを得ざるものとす(四三、二七三、四四、三、三一、行政三、法七二九、二五)

一六 租稅賦課を求むる訴は違法の賦課に對し出訴を許したる明治二十三年法律第六號の第一號に該當せされは行政訴訟を提起することを得ざるものとす(四二、二三九、四二、一一、二二、行政三、法六四二、一七)

一七 郡村宅地に對し等級を付したるは唯地價修正の準備行爲にして未だ行政廳の處分と云ふを得されは明治二十三年法律第六號に該當せず他の法令に行政訴訟を許したる規定なきを以て行政訴訟を提起するを得ざる者とす(四三、二七三、四四、三、三三、行政三、法七二五、二七)

一八 醫師の業務は明治二十三年法律第六號に所謂營業と看做し難く而して醫術假開業免許取消の命令に對し法律勅令中行政訴訟を許したる規定なし(四三、一三三、四三、九、二九、行政三、法七〇八、二八)

一九 法律勅令中小學校教員が年功加俸支給の請求訴訟を爲し得べき規定なきを以て斯る訴訟は許すべきものに非ず(四三、三三、四三、四、八、行政一、法六六一、二〇)

二〇 知事か其管内警察署より或者に巡查を附隨せしめたるは不法なるを以て巡查の尾行を解除せられたしとの行政訴訟は受理すべきものに非ず(四二、二〇三、四二、二一、一八、行政一、六四二、一八)

訴 願 法

一 五名共同して訴願したるときは訴願法第七條に所謂多數の人員共同して訴願したる者なるを以て三名以下の總代人を選ひ之に委任し總代委任の正當なることを證明せざるべからず(四四、一〇、四四、四、八、行政二、法七三一、二七)

土地、森林、境界等の法律

國有土地森林原野下戻法

條第二

- 一 森林原野下戻法第一條の規定は單に其名義を以て上地せし者に限らずして何人と雖も上地處分の際に於て土地立木所有の事實ありたる者に下戻請求を許すの法意と認む(三八、五、四三、三、一八、行政一、法六五九、一五)
- 二 森林原野下戻法第一條に於て「其處分の當時之れに付き所有又は分收の事實ありたる者は此の法律に依り主務大臣に下戻の申請を爲すことを得」とあるは其當時の所有者又は分收者の死亡又は隠居を爲したる場合は其家督相續人に於て申請を爲すべきものと解釋するを相當とす(三八、五六、四三、三、一一、行政一、法六五二、一八)
- 三 村内の一區域を爲す一部の組は財産權の主體たり得るは町村制第十四條に「町村内の區(第六十四條)又は町村内の一部(中略)にして別に其の區域を存して一區を爲すもの特に財産を所有しとあるに依り明かなり從て國有土地森林原野下戻法第一條に依り下戻の請求權を有するものとす(三七、一二四〇、四三、六、一一、行政三、法六七八、二〇)
- 四 國有土地森林原野下戻法第一條末項に依れば地租改正處分既濟地方に於ける脱落地に關しても本法を準用するの規定あり(三七、一二七三、四三、九、二八、行政一、法七〇八、二八)
- 五 國有土地森林原野下戻法第一條第二項に依り同法の適用を受くべき者は裁判所の判決を受けざる土地に限るべきものにして其判決を受けたる者は裁判の結果民有地たることを確定せられ

たる者も又之を適用せざる法意なりとす(東京控民二、法七二九、一九)

- 六 給地下付は所有權の下付なり(三七、一一一一、四二、一二、四、行政二、法六三九、一八)
- 七 土地に對し所有權の行使と認むべき處分行爲を爲したる事實あるときは其土地を下戻すべきものとす(三七、一一〇一、四二、一一、一五、行政三、法六三九、一七)
- 八 下戻の申請を爲さざりし土地に關しては訴を提起するを得ず又國有林野臺帳謄本に依り農商務大臣の處分前内務省に引續きたる部分に就ては農商務大臣に於て許否の處分を爲すの權限なきに拘はらず之に對して他の部分と共に却下の處分を爲したるときは不法なり(三七、九九九、四三、七、九、行政二、法七〇九、二八)
- 九 享保以來公然繼續して土地に對し其所有權を行使したることを認むるに充分なる土地は其者の所有に屬すべきものと爲さざるを得ず(三七、一一〇三、四三、一〇、二二、行政一、法七二六、二八)
- 一〇 地券の下付は改租處分の準備行爲に過ぎざれば之を以て土地所有の有力の證據と爲すに足らず(三七、一二四七、四四、三、一一、行政二、法七二三、二七)
- 一一 地券證は改租處分に因り無効に歸したるものなれば之を以て土地所有の證と爲し難し(三七、五八四、四二、一二、二四、行政三、法六四三、一八)
- 一二 薪炭又は立木を採收することは管理者も爲し得可き行爲なるに付之を以て直に所有權の行使と云ひ難く又内山なる名稱は山林の所在か里より近きは内山と呼び遠きは外山又は遠山と呼ぶこと少からざるを以て其名稱に依り直に民有の事實を認め難きのみならず又御留山及び御林なくとも官有の山林原野なしと斷定し難きものとす(三七、一一八九、四二、一二、二七、行

- 政三、法六四三、一七)
- 一三 山林か木山圖に登載せられあるときは反對の證據なき限り一應之を官山と看做さるべきものとす(三八、三〇二、四二、一二、二三、行政一、法六四三、一八)
 - 一四 地付林は民有の山林と認むるを相當とす又神社境外として上地せしめたる處分は何等神社の所有を認むべき理由となすに足らず(三八、一二六、四三、二、四、行政一、法六四四、一七)
 - 一五 苟も里牧にして民設且人民の經營に係る牧場たる以上は其牧場は他に反證なき限は之を設置經營したる人民の所有地なりと認むるを相當とす(三六、三四九乃至三六三、四〇四、四二〇、三七、四七三、五一五、四三、五、二六、行政二、法六六九、一八)
 - 一六 開墾は土地所有者に非ざるも之を爲し得べきを以て單に其實を以て土地の所有權ありと斷定するを得ず(三八、三三三、四三、三、八、行政二、法六五九、一五)
 - 一七 雪折木風折木を引渡したる記事ありとするも山林看守其他相當關係ある者に風雪の折木を交付したる者とも認め得べきに依り其實を以て私費植栽の證と爲し難し(三七、一一七六、四三、三、二三、行政一、法六五九、一六)
 - 一八 土地の所有權あるに於ては立木は反對の證據なき限り土地と共に其者の所有に歸したるものと認むるを相當とす(三八、三〇三、四二、一一、六、行政一、法六三六、一八)
 - 一九 舊會津藩寛政九年の令達に依れば「御城内始御入用材は勿論御家中町在用材之分共に是迄之外に御園山被仰付其餘は地下持林に被仰付云云」とあり而も此令達は其制定の理由に鑑み一般の山野に適用すべく獨り松山のみに適用すべきものに非すと解すべきか故に此令達施行

の結果御園山即ち御林を除くの外の山野は總て其村有なると個人有なるとは暫く之を措き要するに民有に歸したる者と認めざるを得ず(三八、八四、四三、三、二四、行政二、法六五九、一六)

- 二〇 知行高外として拜領したる山林は藩制上所有權を取得したる者と認め難く明治二年正月伊達家重臣の辨事役所への願書及指令に依れば高外の山林は仙臺滅藩の際之を上地せしめたと明瞭にして唯歸農者に限り撫恤の意味を以て更に之を付與したるものとす(三八、二九七、四三、一、三一、行政一、法六四四、一八)
- 二一 舊熊本藩の御數に付きては部分林の慣習あり而して三官七民なりしものとす(三七、一一九四、四二、一二、一八、行政二、六四二、一八)
- 二二 舊藩主より下賜されたる土地は其者の所有に屬するものとす(三七、一〇〇四、四二、一一、一一、行政二、法六三六、一七)
- 二三 仙臺藩に於ける拜領の山野は藩制上毛上收益の權利を付與したることは認め得べきも所有權を付與したるものと認め難きのみならず仙臺滅藩の際伊達家重臣の辨事役所への願書及其指令書に依るに拜領の山野は滅藩の際一旦上地せしめ歸農したるものに對し改めて所有權を付與したるものと解するを相當とす(三八、二七六、四二、一一、一六、行政一、法六三四、一八)
- 二四 舊仙臺藩は明治維新の際一旦朝敵となりしか爲めに其領土を削封せられたるものにして其削封に係る舊藩主の所領地は一般に沒收の處分を受けたるものなるに依り舊領土に於ける土地山林は特に拜領地に非ざる別段私有の證據を有するもの外は削封と同時に其全部を沒收せられたるものとす(三八、二八〇、四三、一一、三〇、行政一、法七一九、二七)

- 二五 拜領地は常に公領に屬すべきものに非ず(三八、一、四三、七、九、行政三、法七〇九、二七)
- 二六 舊薩摩藩に於ける拜領山は通常土地の拜領と認むべきか故に反對の證據なき以上は其所有權を得たる者と解せざるを得ず(三八、一九二、四三、七、七、行政二、法七〇九、二八)
- 二七 舊秋月藩に於ては文政年間以前に林制を改め御用山と稱する藩を除き他の山林は總て之を領内の村方に下渡し民有と爲したるものとす(三八、一五七、四三、一〇、四、行政二、法七〇八、二八)
- 二八 舊仙臺藩に於ける拜領山は單に拜領の事實のみを以て所有權を認むるに足らず(三八、二七三、四四、六、五、行政一、法七三九、二七)
- 二九 茂木藩に於て謂ふ所の村持とは村有の意と解するを相當とす(三七、二〇〇、四三、一〇、二五、行政三、法七二六、二八)
- 三〇 藩主は藩山より生ずる收入を其内用に供することを得べきものなれば此事實のみを以て土地の所有を認むるに足らず(三八、二七〇、四三、一〇、四、行政二、法七二五、二七)
- 三一 舊會津藩寛政九年の令達は其制定の理由に鑑み一般の山野に適用すべく獨り松山のみに適すべきものに非らずと解すべきか故に此の令達施行の結果御園山即ち御林を除く外の山野は總て其の部落有なると個人有なるとは暫く之を措き要するに民有に歸したるものと認めざるを得ず(三八、一五二、四四、三、三〇、行政二、法七二三、二八)
- 三二 村の合併に因り新村組成したる場合に於て新村の名を以て土地下戻の訴を提起し得ざるものとす(三八、一三八、四三、三、二六、行政三、法六五九、一六)

第二條

- 三三 下戻法第二條には「高受又は正租を納めたる證あるもの」とあるを以て或土地が高受地なることを立證したる以上は所有の證あるものにして更に野錢の正租なるや否は之を論ずるの必要なきものとす(三八、四〇、四二、一一、一八、行政一、法六四二、一七)
- 三四 舊藩の大目付役兼山方取締役たりし資格を以て作成したる帳簿は下戻法第二條に所謂公書と云はざるを得ず(三七、一〇二、四二、一一、二二、行政三、法六三四、一七)
- 三五 高受の證ある土地は下戻すべきものとす(三七、四〇八、四三、一一、一六、行政一、法六三九、一七)
- 三六 檢地帳は普通民有地を記載する帳簿にして反證なき限りは同帳簿に記載せられたる土地は其名受人の私有と認むるを相當とす又除地とは貢租を免除せられたる土地の意義にして免除の特典なき限りは貢租を賦課せらるべき土地にして私有と認むるを相當とす(三七、七八六、四三、四、一五、行政一、法六六二、一八)
- 三七 檢地は租税を負擔すべき土地即ち私有地に對し行ふものと推定するを相當とするを以て檢地帳に登録せられたるものは反證なき限り私有と認めざるを得ず(三八、五〇、四四、五、一六、行政二、法七三六、二八)
- 三八 水帳記載の土地に該當するを理由として官有地の下戻を請求する場合には其部落の疆界内に水帳記載の土地以外に何等の土地存在せざることを立證し土地の該當を示さざるへからず(三八、一〇二、四四、四、一三、行政二、法七三二、二八)
- 三九 檢地帳掲載の土地は設令其外書に記載せらるる者と雖も反證なき限り私有と認むべく而して小物成持は必ずしも民有に非ずと謂ふを得ず又立合なる文字は入會の義と解すべきも入會な

る觀念は必ずしも所有なる觀念と竝立し得へからざるものに非ず又夫代山は夫代金の性質は區々にして必ずしも官山又は其上の拂下代金と認むるを得ざるか故に或土地が元祿以後に於て夫代山たりとするも之を以て必ずしも官有に歸したるものと解するを得ず(三八、六、四二、一二、二一、行政二、法六四二、一八)

四〇 新田の中には畑地を包含する場合あるものにして又畑地の名稱の中に山地を包含する場合あることなきにあらす(三七、七〇九、四二、一一、二、行政二、法六六九、一八)

四一 普通官山の登載せらるる御直山圖に掲載せらるる土地は之を私有なりと斷定するに由なく又通例舊秋田藩に於ける直山は其麓村に守護を命し其代償として雜木下草等の採取を許すの例にして之に依り原告に地木の所有権ありしものと認め難き者とす(三七、八八三、四三、三、一八、行政一、法六五九、一五)

四二 土地整理圖は官民有地の境界を明にする爲に調製したるものに非ざるに依り之を以て官民有地の境界を定むる唯一の標準と爲すを得ず土地整理圖と地引圖と相符合せざる場合に於て地引圖を根據として査定したるは不當なりと云ふを得ず(三八、三一六、四三、四、一九、行政二、法六六一、二〇)

四三 調製の準據明かならざる副村長及び村總代連署の圖面の如きは改租圖に比して其證據力薄弱なりとす(四二、一〇一、四四、四、六、行政二、法七三五、二七)

四四 願書の記載は必ずしも不正確なりと謂ふを得ざるに依り一定の事實を認定するの資料と爲すを妨げず又舊徳島藩の政所は祖谷山の公吏と認むるを相當とす(三七、一〇〇六、四三、三、一八、行政二、法六五九、一五)

四五 河流變更の爲め村の地先か附寄島となりたる飛地を他人の土地と交換したるか如きは村治上村か管理行爲として爲し得べきものなるに付之を以て其村の所有と認むるを得ず(三七、一〇一四、四三、三、五、行政三、法六五二、一七)

四六 地盤を書入れて金圓を借用したる事實あるときは該土地は民有なりと認むべきものなり(三七、八二〇、四二、一一、三〇、行政一、法六三八、一八)

四七 屋敷附蒨敷場なる名稱のみに依りては直に民有とは認められず其所有關係は證據の如何に依りて判定する外なきものとす(三八、一七二、四二、一一、二四、行政三、法六三四、一七)

四八 漆仕立場所として土地の割渡を受けたる事實及其土地に漆植付をなしたる事實を認め得べきときは其土地を下戻すを相當とす(三七、九五九、四三、一一、五、行政一、法七一九、二七)

四九 單に請山の名稱を以て所有山なりと認むるを得ず(三八、六七、四三、三、一〇、行政二、法六五二、一八)

五〇 散野は通常村有と認むべきものにして租税の有無は必ずしも官民有を區別する標準と爲すに足らず(三七、六七三、四三、三、一〇、行政二、法六五二、一八)

五一 散野は居掛抱山等と對立せる特殊のものとして認むべく偶々之を指稱するに誤て山野の文字を用ひたるものあるを見て散野は山野と同一にして特殊の意義を有するものに非すと云ふを得ず而して散野は租税の有無を問はず通常地元村の所有と認むべきものなり(三七、八〇〇、四三、三、一九、行政二、法六五九、一五)

五二 村付山は藩山なりしものと推定せざるを得ず(三七、一一六六、四三、三、二三、行政一、法六五九、一六)

五三 持分なる文字は往往毛上採取権の範圍を指すことあるか故に之を以て直に所有を指すものと云ふを得ず又共同入會地を直ちに入會者の共有と認むることを得ず又舊幕時代に在りては個人か官地を開墾するときは其功に依り檢地の上所有を認めらるる慣例ありとす又植林を爲し若くは之を賣拂ひ其他土地收益の割合を定め住民に分配したる行爲は管理者か毛上採取権の行使として爲し得べきものなるか故に之を以て地盤共有権ありと云ふを得ず(三八、六一、四二、一一、二四、行政三、法六四三、一八)

五四 古來百姓持山として所有進退し來りたるものは下戻を爲すべきものとす(三七、一一八五、四二、一一、三〇、行政一、法六三八、一七)

五五 内山なる稱呼は毛上採取権の區域を示し若は場所の遠近を示すか爲め使用すること尠からざるか故に之を以て直に土地所有の事實を認むることを得ず(三八、四三、四四、三、二一、行政二、法七二三、二八)

五六 村分又は内山等の文字は常に所有を示す用語と見るを得ず(三七、六〇二、四二、一一、一五、行政三、法六三六、一七)

五七 持山なる文字は管理山林を意味する場合少からざるか故に之を以て直ちに所有の事實を認め難く又御林なる文字は藩若くは幕府の經營山林を意味することあれば御林無御座候の記載を以て直ちに其經營に係らざる藩有若くは幕府有の山林にあらずと断定し難し尙ほ山林より薪炭採取の如きは管理者も爲し得べき行爲に付之を以て所有の事實を認め難きものとす(三七、一

〇四四、四二、一一、一七、行政三、法六三四、一八)

五八 村持又は入會の文字は單に毛上收益の權利を有する土地に對しても使用することあるに依り之を以て地盤私有の證と爲し難し(三七、六五八、四三、五、二五、行政一、法六七八、一九)

五九 「持分」は管理收益の意義にも用らるれ又山役を徴し他村に入會を許すことは毛上收益者の爲し得る行爲なれば單に之のみを以て土地を所有せし事實を認むるを得ず(三七、一一六四、四三、五、五、行政三、法六六九、一七)

六〇 持山村持山等の名稱は必ずしも地盤所有のみを意味するものと限らざるを以て該名稱のみに依りて地盤の所有を認め難く又御林とは通例官營の山林に對する稱呼なれば之に依りて村内の山林は悉く民有なりと斷し難し(三七、九八五、四三、五、七、行政三、法六六九、一七)

六一 持山なる文字は時に收益若くは管理の場合に使用することあるを以て必ずしも土地所有の事實を證するものと云ふを得ず(三八、二四二、四四、三、一五、行政三、法七二三、二八)

六二 惣百姓控山及び刈敷山は其名稱のみを以て直ちに民有と斷し難く又分山なる事實及び野代金を收めて貸山を爲したる事實は必ずしも所有の効果と認め難し(三七、三五〇、四三、四、二六、行政二、法六六九、一八)

六三 賦金者に所領の山林を給與することは領地權の範圍内に於てなし得る事項なれば之を以て私有地との證となし難し(三八、二九六、四三、一〇、一四、行政一、法七二五、二八)

六四 毛上採取及び地籍に關する證書は土地所有の證と爲すに足らず(三七、一二七五、四三、二、二四、行政二、法六五二、一八)

- 六五 立木賣買は毛上採收権者の爲し得べき行爲たれば之を以て土地所有の證據と爲すを得ず
(三七、六二八、四四、三、二〇、行政三、法七二三、二七)
- 六六 松脂の賣却の如きは單に毛上收益權の處分とも見るを得べきに依り山林所有の證據とは爲し難し(三八、一一八三、四二、一一、一六、行政一、法六三六、一七)
- 六七 入會山野に於ける立木下草の採收賣却に付ての願書又は詫狀の類は毛上收益に關する文書とも認め得べきに依り地盤所有の證據と爲すを得ず(三七、八五八、四三、六、一〇、行政一、法六八一、一七)
- 六八 村民に草山を割付けて刈取を爲さしめ若くは薪炭料等の草木を採取し又は野手山手等と稱する使用料を徴して他村に入會を許したるの事實は毛上採取権者に於ても爲し得べき行爲なれば之を以て土地所有の事實を認むるに足らず又御林なしとの證據を以て該土地を悉く民有なりと云ふことを得ず(三七、一〇八六、四四、五、一八、行政二、法七三五、二八)
- 六九 昔時官林に墓地を置きたること許可なくして官林を切開きたることは其の例少なからざれば之を以て直ちに民有及び該當の證となすを得ず(三七、四九〇、四三、五、二四、行政二、法六七八、一九)
- 七〇 御林以外の土地は必ずしも民有なりと謂ふを得ず(三七、四四〇、四三、三、二四、行政二、法六五九、一六)
- 七一 御林なる者は一種の藩有山に附したる名稱なるに依り御林なきとすることを以て山地は總て民有なりと認むるを得ず又立木賣買は毛上採取権者も爲し得る行爲なれば直ちに所有の證と爲し難し(三八、七、四四、三、二七、行政三、法七二五、二八)

- 七二 御林なるものは一種の藩有山林に附したる名稱に過ぎざれば御林にあらざる山林は總て民有なりと斷定するを得ず(三八、二四二、四四、三、一五、行政三、法七二三、二八)
- 七三 支配の文字は管理權を有する土地に對しても使用するとあるに依り之を以て土地私有の證と爲し難く又御林以外の山林は悉く民有なりと認め難し(三八、二〇三、四二、一二、一六、行政一、法六四二、一八)
- 七四 樹木栽培主たる權利即ち緣故權なるものは其緣故を理由とし部分權附與の出願を爲すときは管轄官廳は行政處分を以て部分權の附與を爲すことあるべき希望ある一種の状態にして法律上の權利を組成するものに非ず從て之に對する確認の訴は許すべからざるものとす(長崎控民一、法六三三、一四)
- 七五 野錢か高入となりたるときは下戻法に所謂高受の證あるものなれば其土地は民有と認むべきものなり而して下戻法には高受又は正租を納めたる證あるものとあるを以て高受は必ずしも正租なるを要するものに非らず(三七、一〇二八、四三、六、一一、行政三、法六七八、二〇)
- 七六 土地に對し高入と爲りたる山錢を納付せしとの故を以て該土地の所有を認むるに足らず(三七、一二三二、四四、五、二二、行政一、法七三六、二七)
- 七七 正租と毛上税とを合算して納むることは其例あるに依り山年貢の名稱を以て共に納めたるの事實あるか爲め御年貢か正租なりと推定するを得ず又地方凡例錄等に依るも舊幕時代の山年貢は盡く正租なりと云ふを得ず(三七、一二四七、四四、三、一一、行政二、法七二三、二七)
- 七八 葭野年貢は他に證據なき限りは正租と認め難く從て土地所有の證と爲し難き者とす(四二、七三、四二、一二、二五、行政一、法六四三、一八)

- 七九 夏蒞山役を納めたるに過ぎざるときは土地の私有事實を認め難きものとす又山年貢の村高に入る租税を課せられたる土地は私有なりと認むるを相当とす(三七、八一五、四二、一二、二、行政一、法六三八、一七)
- 八〇 御年貢とあるのみを以て直ちに正租なりと断定するを得ず(三八、一五六、四三、四、一九、行政三、法六六一、一八)
- 八一 山年貢の次に炭竈役青葙畑役等一見雜税と認むべきものと列記しあるに徴すれば山年貢は正租と認め難し(三八、五九、四三、一〇、二六、行政一、法七二六、二七)
- 八二 外書山役永は正租又は高受の税と看做し難く又明治六年作成の永代地券證文は改租當時の書類なれば下戻の證據と爲し難きものとす(三七、一一八四、四二、一一、一六、行政一、法六三六、一七)
- 八三 外書の小物成は國有土地森林原野下戻法に所謂正租と認むるを得されは溜井所有の證となすに足らず(三九、一四七、四三、六、一、行政一、法六八一、一七)
- 八四 外書の小物成は通例毛上收益に對する雜税なるを以て他に證據なき限は地盤に對する正租なりと認め難く又土地より薪を刈取りたると秣を收取したると山林の保護を爲したると盜伐持を處分したると立木を賣却したると立木を一部の村民に分與したること土地の一部を寄合林と爲したること等の行爲は毛上の權利を有する者に於ても爲し得べき事項なるに依り之を以て所有權の實行なりと認め難きものとす(三七、一〇八二、四二、一一、三〇、行政一、法六三九、一七)
- 八五 秣山高又は小物成高の名稱の下の高に結はれたる秣山は下戻法に所謂高受の租税を上納し

たるものにして所有の事實ある者と認む又區會に於て區有財産の處分に關する議決權を有する以上は區有と爲すべき財産に關する議決を爲し得るものと認むるを相當とするのみならず下戻申請手續第三條には「市町村有若くは市町村の區又は市町村内一部の所有に下戻申請を爲すときは市町村會又は區會の決議書を添へ其市參事會村長より申請を爲すべし」とありて區會に於て下戻に關する議決を爲し得るものとす(三七、一二三八、四三、六、一〇、行政一、法六七八、二〇)

八六 外書に記載せらるる池地税は正租と認め難く又所有者の名受なき檢地水帳は土地所有の證とならず(三九、一四六、四三、五、三〇、行政一、法六七八、一九)

八七 高外外書の山錢は正租と認め難し(三七、七二五、四三、三、二五、行政一、法六六一、一九)

- 八八 外書に記載せられ又小物成帳に登載せらるるものは雜税なりと認むべきものとす(三八、七六、四三、五、九、行政一、法六六一、一八)
- 八九 新山年貢は高外の小物成たるに過ぎずして高外の小物成は之を正租と認むることを得ず(三七、一二七八、四三、三、八、行政二、法六五九、一五)
- 九〇 山錢及び林錢は柿木役、漆木役、綿役、雉子役等の雜税と相伍するを以て正租と認め難し(三七、一二三〇、四三、二、二四、行政一、法六五二、一八)
- 九一 山手米を納めたる地は直ちに私有なりと云ふを得ず(三八、三二九、四三、一、二六、行政一、法六四四、一八)
- 九二 山手米は當然正租なりと云ふを得ず(三七、一〇五〇、四三、二、五、行政三、法六四四、一八)

一八)

九三 下等綿代米又は青葙代米か土地に對して納付せられたりとするも之れを正租なりとは認め難し(三七、一一八八、四二、一一、一六、行政一、法六三四、一八)

九四 御免山とは租税を免除したるものと認め得べく從て其土地は租税を負擔すへかりし土地なれば個人の所有に屬すへきものと認むるを相當とす(三九、一五、四三、三、二、行政一、法六五二、一七)

九五 公有林は官民有未定の地を指すか故に其後何等かの理由に依り民有にせられたる一事を以て直ちに炭焼税を正租なりと斷定し難し(三七、四八三、四四、五、三、行政三、法七三六、二七)

九六 御運上林は其名稱上官有林と認むへきものなれば名受人か上納せし運上は即ち官有林の使用料と認むるの外なきを以て地山役銀か藩制上民林に對する年貢なりと斷定するを得す(三七、一二二六、四二、一二、二四、行政三、法六四三、一八)

九七 社寺境内土地に對する租税を免除せらるるは該土地か租税を賦課せられ得へき性質のものなるを示すのみならず租税か土地に對するものなる以上は其種類名稱の如何を問はずして毛上税と云ふへからざるを以て該土地か官有に非ずして私有なる事實を推定せしむるに十分なりとす而して之を私有地なりとせば其何人に屬するやは反對の證據なき限り現に右租税を免除せらるへき旨を達せられ且實際に於て之を境内として占有する朱印狀名宛の社寺有と認むるを相當とすへく且寺は苗木の寄附を得て樹木の植付を爲すか如き自由に之を進退したる實蹟を認め得る以上は之を寺有と認めざるを得ず既に土地にして寺有なる以上は地上の立木は獨り寄附植

付の年代に符合する分のみに限らず反對の證なき限り全部寺有なりと認むるを相當とす而して境内地も他の公領地と全然同性質なりしや否やは頗る明確ならざるものにして最初の土地令なる明治四年正月五日附の布告中にも「今度社寺領現在の境内を除く外一般土地被抑付」とありて其境内地を除きたるは單に祭祀法用に必要なりと認めたるに依るか又は同令の後段に記載せる田畑と同様其私有なるを認めたるに依るか又前記社寺領なる文詞は公領との意義なるか又は公領地と私有地とを混合し漠然右の文詞を使用せしものなるか明確ならざるも要するに最初の土地令に於ては必ずしも祭祀法用に必要ならざりし部分と雖も其當時境内たりし地は他の公領地と其性質を異にするを認め土地するを要せざるものとなせしは明瞭なりとす又社寺と境内地との關係は單に公領關係のみに止りしものと認め難く而して境内山林等は社寺に對し最も必要なる部分なるを以て單に公領關係のみに止まらず尙ほ其以外の關係をも有せし者とも推定し得へきのみならず足利時代に於ける然かも境内地に關係なしと認むへき社寺公領地に對する守護不入の文言ありて其時代に於て社寺公領に守護不入を保障せし事實ありとするも之に依り徳川氏時代に於て公領地と區分せらるる者と認むるを得へき境内地に對し守護不入を保障せられたる事實のみを以て境内地も社寺公領なりとの斷案を下すは論理の許さざる所なりとす又往古に於ける文字の使用は精確ならずして所領なる文字を所有の意義に使用するは往往散見する所に於て徳川氏時代に於ては寛文五年の同家令條に「一、社領無之境内許之御朱印雖有之於一宗之本寺者繼曰之御朱印可被下之事」とありて境内は社領と認めさりものとも解し得へく而して朱印狀の各種の文言は各其時代の必要に基き制定せられたるものと認むへく例へは諸侯割據し法令の遵奉せられざりし足利氏時代に於ては社寺領に對し「守護不入」の文言を以て守護か

諸種の負擔を賦課し又は其他の妨害を加ふるを制止するの要ありしものなるへきも天下統一の徳川第三代將軍以降の治世に於ては社寺領に對し他地の領主等か妨害を加ふへき懸念なきを以て社寺に對する恩惠としては其貢租等の負擔のみを免除せしものとも認むべくして各種朱印狀を以て一概に妨害の保障にのみ限るものと認め難きものとす又社寺領なる以上は貢租を賦課すへきものに非ずとの旨趣を示し各時代を通し遵守せらるへき法令は一も存在せざるのみならず將軍家は社寺領與奪の權すら之を有せしを認むるに足れば其範圍内に於ける諸種負擔の賦課若くは減免の權の如きは當然之を有せしものと推定するに難からざるものとす而して社寺領に對しても租税を賦課し又は之を免除したるものとす又社寺境内除地とは檢地帳の性質其他古文書に於ける記事を綜合し社寺境内にして其貢租を免除せられたるものと認むへきものなりとす(三七、一一七、四三、二、二八、行政一、法六五〇、一七)

九八 寺院か境内管理者たる資格に於て境内を占有するも何等所有の效果を生し得へき條理なく又山年貢の正租たること若くは高受なることの證據なき限り其民有を認め難きものとす(三七、一二七〇、四二、一一、一六、行政一、法六四二、一七)

九九 寺院の舊境内にして租税を免除せられたる土地は寺有と認むるを相當とす又高受地は私有なる事實を認めざるを得ざるものとす而して境内山林に關する貢租を免除せられたるものは寺有なりと認むへきものとす(三七、一〇八三、四三、三、二八、行政一、法六五九、一六)

一〇〇 一般に社寺境内除地は貢租を免除したる社寺私有地なりと推定するを相當とす又「守護不入」なる文言は主として足利氏時代に於て社寺に對する朱印狀等に使用せられたる文言にして社寺公領地又は私有地の奪略等に對する諸種負擔の賦課及其他の妨害を保障するものなれば

右文言のみに依りて係争地か寺有にあらすとの事實を認め難く又往古に於ては文字の使用精確ならずして「所領」なる文詞を「所有」の意義に使用するは往往散見する所なれば是亦之に依り直に土地は公領地なりと斷言し難きものとす又境内除地とは社寺境内にして其貢租を免除せらるるの地又諸役免除とは諸種負擔の免除にして共に他よりの賦課を受けしめすとの意にあらすして私有地に對する貢租若くは諸種の負擔を免除するの意と解するを相當と認む(三八、二七一、四三、三、一四、行政一、法六五二、一八)

一〇一 社地の境界に關する論争又は貸付の如き及び苗木植付枯木伐採枝葉處分の如きは管理上爲し得へき行爲なるを以て之のみに依り私有の事實を認め難きものとす(三七、一一四九、四二、一二、二、行政一、法六三八、一八)

一〇二 神社境内か朱印地にして貢租を免除せられたるときは境内は貢租を納むへかりし土地なれば之を私有と認むるを相當とす一般朱印狀の例に徴するも社寺に對し祿高を付與したる場合は境内の貢租も併せて免除せらるる文言あるを普通とす(三七、七〇四、四三、一、二四、行政一、法六四四、一八)

一〇三 一人の寄附に係る寺院境内地は其寺院の所有と爲すを相當とす(三七、五六〇、四二、一二、二七、行政三、法六四三、一七)

一〇四 「寺中山林竹木諸役免除」との記載は寺中即境内等の貢租を免除したるの意と解すべく從て境内は貢租を納むへかりし土地なれば之を私有と認むるを相當とす而して土地にして寺有と認むる以上は其立木は反對の證なき限り寺有と認むへきものとす(三八、三九、四二、二、一六、行政一、法六三九、一八)

一〇五 徳川家初期の朱印狀に守護不入の文詞あるは足利氏時代の例文を因襲せしに依る者なるも其意義は後世の「諸役免除」の意義と異ならざる旨は守護使不入考著書意見の如くなるを以て之に依り社寺境内は公領地にして私有地にあらずとの事實を認むるに由なきものとす(三八、二四八、四三、四、二〇、行政一、法六六二、一七)

一〇六 除地とは貢租を免除せられたる土地の意義にして免除の特典なき限りは貢租を賦課せらるべき土地なれば私有地と認むるを相當とす又舊時に於ては文字の意義今日の如く正確ならず寺有又は社有土地に對して寺領又は社領の文字を使用せしこと往々散見する所なるを以て之に依り直ちに總ての朱印地境内に私有地なしと斷定し難し而して守護使不入とは國守地頭等の奪略徵發貢租の徵收其他土地に對する各種の妨害を排除する意義に外ならざれば右文言に依り社寺境内か民有にあらずと云ふを得ず又遞減祿の付與は社寺土地處分の際政府に於て領地權を有するに過ぎずと認定し土地せしめたることを認め得るに止まれは之を以て所有權なしとの證と爲し難し(三七、一二六六、四三、四、八、行政一、法六六一、二〇)

一〇七 舊藩時代に於て所謂除地たりし郡村高外の屋敷地は削封の際舊領地に歸農せる者に限りて之を付與したる制度と見るを相當とす而して舊仙臺藩に在りては明治維新の際一旦朝敵となりしか爲めに其領土を削滅せられたるものにして即ち他藩と異り其削滅に係る藩主の所領地は勿論一般に舊藩士の資格を以て藩主より認許せられありたる山林屋敷地等同時に其全部を沒收せられたるものと認定せざるを得ず隨て舊藩主か更に二十八萬石に減封せられたる以後藩主と共に其新領土に附隨せる者に就ては依然其士籍を存續し而して舊領地に其儘土着して農商に歸したる者に限り士籍を取上げ舊來耕耘の土地若くは山林と共に其居住屋敷地をも特に惠與せら

れたるの主旨なりとす(三八、二二七、四四、二、一五、行政一、法七二二、二七)

一〇八 除地とは土地に賦課すべき租税其他の公課を免除するの意にして其免除なかりせば當然租税を負担すべかりし土地なれば之を民有と認むべきものとす(三七、五〇二、四三、一〇、一〇、行政一、法七二三、二八)

條第四
一〇九 農商務大臣の土地下戻不許可處分に對し行政訴訟を起して勝訴し土地を下戻すべしとの判決ありたるときは其判決は農商務大臣の下戻指令と同一の效力を有するものなるを以て更らに農商務大臣の處分を要せず判決と同時に其所有權を取得するものとす(四四、九、二八、長崎控民一、法七五〇、二八)

國有土地森林原野下戻申請手續

條第六
一 明治三十二年農商務省令第八號國有土地森林原野下戻申請手續第六條に「申請に對する指令又は申請書の却下は地方長官又は大林區署長を経て申請人に交付すべし」とあるは申請人に處分書を交付する際同時に其處分を關係官衙に知らしむる便宜の規定に過ぎざるを以て農商務省に於て處分書を直接申請人に交付するも之を無効なりと謂ふを得ず而して申請代理人の法律事務所に在る者か申請代理人の記名捺印を爲したる請書を提出し處分書の交付を受けたる以上は處分書は適當に交付せられたるものと認むべく隨て出訴期間は此日より計算すべきものなり(三八、三六五、四三、三、一六、行政一、法六五九、一五)

官有地取扱規則

第七條

- 一 官有地取扱規則第七條に所謂官有地とは公有地の謂に非らずして國の私有地を謂ふものとす（東京控民一、法七〇七、二二一）
- 二 明治二十三年勅令第二百七十六號官有地取扱規則によるに官有地に關する事項は内務大臣の處理する所にして即ち國の行政事務に屬し地方長官たる府縣知事は同大臣の委任に基きて之を取扱ふことあり此の場合に於ける府縣知事の行爲は即ち國の行爲にして自治團體たる府縣の行爲にあらず（東京地民四、法七二二、二二一）
- 三 官有神地は法律上森林原野と云ふべきものに非ざるか故に森林法國有林野法等の適用を受くべきものに非ず（四〇、一一、四三、一二、一五、行政二、法七二一、二八）

北海道土地拂下規則

- 一 明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則に依れば貸下地の讓渡を爲すには行政廳の許可を要するも絶對に讓渡を禁したるに非ざるを以て行政廳の拂下許可を條件として貸下地の讓渡を爲すは違法に非ず（函館控民、法七五八、二五）

北海道國有未開地處分法

- 一 北海道國有未開地處分法第十三條の趣旨は樹木伐採の結果のみに對する辨償責任を定めたるものなるか故に借地關係存続中に於て其地上の樹木伐採の事實あるに於ては其事實が借地人の所爲に出でたるを盜伐なるを問はず總て借地人に於て辨償の責任あるものとす（四三、一〇、二二、東京控民二、法六八三、二四）

國有林野法

- 一 土地の境界は必ずしも天然の形狀のみに依るべき者と言ふを得ず（四〇、一一八、四三、二、一〇、行政二、法六四四、一七）
- 二 土地臺帳登録の反別は必ずしも正確を保し難く又實地の形勢及び林相の如き亦必ずしも土地の境界を定むるの標準と爲るべきものにあらず（三八、二〇八、四二、一一、二三、行政二、法六四三、一八）
- 三 國有林野法の行はれたる時に於て同法に依らずして國有林野と民有地との境界査定を爲すこととは法律の認許せざる所とす（四四、三八、四四、一一、二二、行政二、法七七五、二七）
- 四 地形林相の如き必しも土地の官民有を區別するの標準と爲すを得ず（四三、二二二、四四、三、三〇、行政二、法七二五、二七）
- 五 正常ならざる資料に依りたる境界明示は私人の所有權を侵害する違法處分なり（四三、五四、四三、七、八、行政一、法七〇九、二八）
- 六 土地臺帳記載の面積と實測面積と符合せざるの一事を以て査定處分を不當なりと云ふを得ず（四一、一六、四四、六、三、行政二、法七三九、二七）
- 七 境界査定終了の日を所有者に通知して立會を求めざりし瑕瑾ありとするも之を以て該査定處分を取消すの理由と爲すに足らず（三八、一二、四二、一一、二八、行政二、法六四二、一八）
- 八 國有林野法施行以前に於て官地に植栽を爲したる者は同法第十九條第二項に所謂國有林に就き收益の分収を爲すものとある内に包含す從て植栽者は此の既得權を否認する他の共有者に對

して共有權確認の請求を爲し得べきものとす(長崎控民一、法六三〇、一五)

森林法

第八條

一 森林法第八十四條に定めたる各號の所爲は孰れも加重情狀ある森林竊盜の態容たるに過ぎずして其異同に依り別異の犯罪を構成すべきものに非ず又森林竊盜の贓物たる林産物を原料として木炭を製し鑛業用に供したる事實に付き森林法第八十四條第二號と共に同第三號を適用せる判決は失當なれども既に同條を適用したる以上は其第二號に該ると爲すも第三號に該ると爲すも將た又第二號及び第三號に該ると爲すも科刑に影響を及ぼすことなきを以て擬律の錯誤を以て論ずることを得ず(四四九七三、四四、三、二、大審刑二)

林區署官制

一 明治三十六年勅令第二百四十五號林區署官制第一條の二に大林區署は農商務大臣の管理に屬し其管轄區域内の國有林及び部分林に關する事務を掌るとあり廣く國有林野に關すと云ひて其事務に何等限定する所なきか故に大林區署長は其司掌事務に係る民事訴訟に付き國を代表する權限を有するものとす(四三〇六八、四三、五、一六、大審民二、法六四八、一八)

統監府官制

第三條 一 官憲なる詞は通常外國に對し内國の官廳又は内國に對し外國の官廳を指すものとす(四三一、二、一七、法曹會決議、二一卷三號)

諸 祿 制

- 一 明治三十年法律第五十號家祿賞與祿處分法第一條は藩制施行以後の祿高に錯誤ありしか爲め明治九年の公債處分に際し相當額の給與を受けざりし者に付き適用せらるゝものとす(四二、一五三、四四、五、一、行政一、法七三五、二七)
- 二 家祿賞與祿處分法及び強行法は利息の起算點に付き何等規定する所なきを以て政府に於て請願許可の指令を爲し又は裁判所に於て勝訴の判決を與へ其結果として公債證書を發行するときより利息を生ずるものとす(四二、一六二、四五、五、二七、行政一、法七九七、二七)
- 三 明治廿七年法律第廿號に基く特別給與金支給處分に關し假令給與不足ありとするも該處分に對しては行政訴訟を爲すを得ざるものとす(四二、一五三、四四、五、一、行政一、法七三六、二五)
- 四 明治二十七年法律第二十號に基く特別給與金支給處分に關し假令給與不足ありとするも該處分に對しては行政訴訟を提起し得ざるものとす(四二、一五三、四四、五、一、行政一、法七三五、二七)
- 五 明治九年第百八號布告金祿公債證書發行條例第一條の趣旨は條例發布の當時現に家祿賞與祿等を有し給與を受けつゝある者に對し公債證書を支給すべきことを規定したるに止まり家祿奉還規則に依り既に家祿を奉還し家祿の關係を離れたる者に對して之を給すべきことを規定したるものに非ず(四四、五五四、四四、一一、八、行政一、法七五七、二八)

- 六 明治九年八月太政官第百八號布告は該布告發布の當時現に家祿を有したる者に對し一時に公債證書に換算支給するの制度を定めたるものにして該布告施行の當時祿高を有せざるものは之れか請求の權利なきものとす又家祿賞典祿處分法も亦右の如き場合には適用なきものとす從て同法に依り公債證書を請求し得ざるものとす(四二、二二五、四四、五、一、行政一、法七三六、二五)
- 七 俸の身分中給付せられたる祿は明治五年第四十六號布告に依り廢止せられたり(四二、一一四、四四、四、二五、行政一、法七三三、二九)
- 八 明治五年第百二十六號布告は其發布の當時現に各自の享有する家祿に對し割付け徴收しつゝありたる石高を免除するの趣旨なりとす(四四、四三一、四四、六、一六、行政一、法七三九、二七)
- 九 寺院の給祿は寺祿として家祿及び賞典祿と全く別種の祿制を定め且之か處分を了したるものとす(四二、七〇九、四四、四、二六、行政一、法七三二、二七)
- 一〇 明治三年届出の祿制に於て草高百石に對し三十三石を以て家祿と定めたる以上は假令押米の強行多年に涉ると雖も其賦稅たるの性質を變ずるものに非ず(四二、一六一、四五、五、二七、行政一、法七九七、二七)
- 一一 明治二年十二月二日の布告祿制は舊幕臣より朝臣と爲りたる者に關し祿制を定めたるものにして各藩に於ける土族卒に適用せらるべきものに非ず又藩制施行以後に於て藩知事は祿制を改定するの權能を有せし者なり(四二、五八二、四四、九、一八、行政一、法七四八、二七)
- 一二 明治二年十二月二日布告には祿制は總て現石高を可稱事とあるも右は草高を稱せず物成を稱すべき旨を定めたるものとす(四二、一六一、四五、五、二七、行政一、法七九七、二七)

- 一三 祿制の前文は該祿制を制定する所以の理由を説明したるに過ぎずして理由は法規其ものに非されは假令其理由に誤謬ありとするも祿制其ものにして適法なる以上は之を無効の制度なりと云ふことを得ざるものとす(四二、一一〇、四四、五、一一、行政一、法七三七、二八)
- 一四 明治元年五月十五日の達に依り朱印を得たる者は通例朝臣願濟と稱し明治元年八月二十二日達に依り祿米支給の制を定められ更に同十一月十八日扶持米を石高俵に直し本祿に結込む可き旨を定められたるものにして上京誓紙を出さず家祿の朱印を受けざりし者は此等の諸達に基き祿高を請求するの權利なきものとす(四二、二二〇、四五、三、一、行政一、法七九七、二八)
- 一五 物成より上り米を控除したる殘高を以て改定祿高と爲すことは不當に非ず從て之を以て祿高の改正に非ずとの理由と爲すことを得ざるものとす(四二、二二七、四四、九、二五、行政一、法七四八、二八)
- 一六 藩制施行以後一時祿高を有したることあるも舊藩中既に無祿者となりたるものは公債證書請求の權利なきものとす(四二、二二五、四四、五、一、行政一、法七三六、二五)
- 一七 本支藩各異りたる祿制を定め得べきに依り支藩の祿制に依り必ずしも本藩の祿制も同様なるへしと斷定し得ざるものとす(四二、一六一、四五、五、二七、行政一、法七九七、二七)
- 一八 舊佐賀藩は明治二年十一月其祿制を改革し同時に領内各團結に命し仕組相立伺出すべき旨を達したるに依り各團結は大體に於て佐賀本藩の制に則り士華族の家祿を改定したるものにして其改定は適法なりと推定すへく藩吏の錯誤に依るの關係の誤認に基く錯誤の處分なりと斷ずるを得ず(四二、三四一、四四、五、二九、行政一、法七三八、二八)

軍人恩給法

- 一 軍人の傷痍疾病の原因及び其輕重に關する恩給局の裁決は終審確定のものなれば其裁決の取消を求むる訴は棄却さるゝものとす(四四、五九、四四、六、九、行政一、法七三九、二八)
- 二 軍人恩給法第三十六條には「此法律に於て孤兒とは年齢二十歳未滿の男子にして未だ結婚せざる者を云ふ但養男女子は家名繼襲者に限る」とありて孤兒とは軍人の實子若くは養子を意味すること明瞭なれば他家に在りて單に家督相續人に指定せられたるに止まり養子縁組を爲さざるものは孤兒と謂ふを得ず而して扶助料は寡婦孤兒父母祖父母兄弟姉妹等恩給法中特別に規定あるものは格別一般に家族に支給するの規定なきのみならず軍人生前中入籍せざりしものは之を家族と謂ふを得ず(四三、六三、四三、四、一、行政一、法六六一、二〇)
- 三 軍人恩給法第四十一條に依れば行政上の處分に由り恩給に關する權利を傷害せられたりとする者は恩給局に具申して其裁決を受けたる後にあらざれば行政裁判所に出訴することを得ざるものなり然るに其手續を履ます内閣總理大臣の裁定に對し直に出訴したるときは不適法の訴なりとす(四二、一七二、四二、一二、二一、行政一、法六四二、一七)
- 四 疾病の原因に關する恩給局の裁決は軍人恩給法第四十一條第二項但書の規定に依り終審確定のものなるを以て行政裁判所に出訴することを得ざるものとす(四二、二五八、四二、一二、二五、行政一、法六四三、一七)

雜 則

工場抵當法

- 一 他人の權利の目的たる物は之を工場財團に屬せしむる事を得ざるに依り工場抵當法第十三條規定の趣旨に依り第三者保護の爲めに設けられたる廣告期間内に其申立を爲さざる時は其第三者は絶對に其權利を喪失すへきものとす(函館控民、法七九三、一二)

貯蓄銀行條例

- 一 貯蓄銀行條例第四條に依れば貯蓄銀行は其貯蓄預金拂渡の擔保として預金總額の四分の一より少からざる金額を利付國債證券又は地方債證券にて備へ置き之を供託所に預け入るゝことを要し預金者は同條例第六條に依り右供託證券の上に優先權を有するものとす而して金庫は供託法第一條に依り右の供託物を保管するものにして證券の供託は貯蓄銀行か預金者の權利を擔保するか爲めに之を爲し金庫も亦此財産上の關係に付き供託物を保管し預金者の利益を保護するものなること明なり而して金庫か證券の供託を受け之を保管するに付ては公力を以て之を強制するものに非ず故に供託物の保管に關する貯蓄銀行と金庫との關係は公法的關係に非ずして全く純然たる私法的關係なりと解するを至當とす從て金庫は其供託物の保管に關しては民法の規定に從ひ受託者としての義務を負ひ之れか返還を爲さるときは銀行に對し損害賠償の責に任せざるへからす(四五〇、二四、四五、二、一六、大審民二、法七七七、二五)

軍事公債條例及整理公債條例 北海道廳訓令 行旅病人及行旅死亡 八九六
人取扱法 日本橋魚市場規約

軍事公債條例及整理公債條例

- 一 軍事公債條例第五條整理公債條例第十四條に依れば訴訟事件に依り利子支拂を請求し難き場合には其間の日数を時効期間に算入せざるものとす(長崎控民一、法七六九、一五)

北海道廳訓令

- 一 北海道廳訓令第五十號は道長官より郡區役所戸長役場に對し發せられたるものにして一般人に對しては羈束力なきものとす(四四、一一、二〇、函館地民、法七六五、二四)

行旅病人及行旅死亡人取扱法

- 一 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十五條第二項の「前項の費用の辨償金徴收に付ては市町村税徴收に關する例に依る」とは單に強制徴收の方法に依ることを得せしむるのみの旨趣に非ずして該辨償金收納に付ては市町村税賦課徴收に關する法規を適用せしむるの趣意なりと解すべきものとす(四二、一八五、四二、一一、二五、行政一、法六四三、一七)

日本橋魚市場規約

- 一 板船權は日本橋魚市場組合員たる資格の消滅に因りて消滅するも單に之を行使せざるの故を以て其消滅を來すべきものに非ず又板船權は毎日一定の時間を限り魚類賣場として公道の一部を使用し得る權利を有するに過ぎずして該權利者は其時間内に於て右公道に對する他人の使用

を絕對に排斥し得べきものに非ず(東京地民三、法七四一、二〇)

北海道舊土人保護法

- 一 北海道舊土人保護法に依り下付せられたる土地に對しては差押の登記を爲すことを得ず(四三、七、一八、民刑六七一、民刑局長回答)

骨牌法

第一 四條

- 一 骨牌税法第十四條第一項に所謂「骨牌の販賣を爲したる者」とは骨牌を他人に賣渡す約束を爲したる者を指す(四三、一一、一九、法曹會決議、二二卷二號)

證書の署名

- 一 或證書面の連署者中一名は單純の署名に止まり何等の肩書なきときと雖も反證なき限りは之をして立會人としての署名なりと看ることを得す他の一名の連署と共に當事者としての署名なりと認めざるを得ず(四三、一一、一七、名古屋控民)

判決要錄第三卷畢

大正元年十一月七日印刷
大正元年十一月十日發行

判決要錄第三卷與付

上製定價金貳圓

並製定價金壹圓八拾錢

編輯者 塚越翁太郎

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

發行者 山川金五郎

東京市本所區番場町四番地

印刷者 平井登

東京市本所區番場町四番地

印刷所

凸版印刷株式會社分工場

發行所

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

法律

新聞社

東京芝區琴平町壹番地

日比

特電本局五七一七番

大所賣

大阪市北區堂島中二丁目二番地

法政

電話番號新橋一七六二番

振替口座東京五二五五番

振替口座大阪二〇四三番

法律新聞社編纂

判決要録

總皮金文字入ポケット形極美本
定價各一圓五拾錢
送料内地八錢
構臺、廿錢、支、鮮、卅錢

第一卷

(第七版)

本卷は法律新聞發行以來即ち明治卅三年より四十一年一月迄の大審院各控訴院各地方裁判所各區裁判所行政裁判所等の判決例は勿論司法省民刑局訓令回答及び諸家の高論卓説等に関するものなり

第二卷

(第五版)

本卷は明治四十一年一月より四十二年二月迄の判決例を収録したるものなり其内容は右第一卷發行後に公布されたる諸法令等を網羅せり
民法、刑法、訴訟法、民事訴訟法、商事訴訟法、破産法、商法、民法施行法、警察犯處罰令、陸軍刑法、軍機保護法、出訴保護法、續職、利息、刑事訴訟法、民法施行法、民法施行法、建築法、新案、特許規則、職、利息、刑事訴訟法、民法施行法、民法施行法、標物保護法、新案、特許規則、職、利息、刑事訴訟法、民法施行法、民法施行法、引法、移、新聞紙法、公證人規則、執達手、數、規則、續業法、漁業法、取

發賣元 東京市本區橋本區本區
東京市本區橋本區本區
電話 局本 七五一
振替口 東座 七六七

大賣所 芝區平野町壹番地 虎門
電話 二六七
振替口 東座 五五二

大賣所 大阪區北區堂島中二の二
振替口 大座 三四〇

法律新聞社編纂

第四版

改正商法理由

附商法及關係條文

菊版 五百五十頁
定價 一圓五十錢
送料 市内四錢、地方八錢
支、鮮、卅錢、臺、樺、廿錢

●●● 絕版中の改正商法理由再現時 ●●●

本書は商法に關する改正理由並に貴衆兩院に於ける當時の司法大臣岡部長職君を始め起草委員諸氏の説明及び之に對する貴族院特別委員廣澤金次郎、村田保、久保田讓、武井守正、藤田四郎、富井政章、石渡敏一、岡野敬次郎、衆議院特別委員鳩山和夫、渡邊修、關直彦、高木益太郎、鈴木惣兵衛、花井卓藏、小川平吉、長島鷲太郎、松田源治、佐々木文一、守屋此助、根津嘉一郎、加瀬禧逸、宮古啓三郎、翠川鐵三、鶴澤總明、片岡直温、藤代市之輔諸氏の質問討議を収録たるものにして諸博士の學理論あり、實務家の經驗論ありて商法改正の趣旨一讀瞭然たり抑も歐米の如く法律起草及審査委員會の筆記を公表せざる我國に在りては特に本書刊行の必要あり、獨り改正商法研究上の好資料たるのみならず併せて商工業者座右の好指針たるべし
猶ほ本書を發行すや版を重ねること忽ち三回、爾來久しく絶版と爲したるも讀者諸氏の需要頻々として至り公益の爲め從來の分に更に商法及關係法規の全條文を附録として第四版を刊行したり

發賣元 大賣捌所

東京日本橋區本銀町四ノ九
電話五七一七番、振替口座東京七六七番
芝區琴平町一
電話一七六二番、振替口座東京五二五五番
大阪北區堂島中二ノ二
振替口座大阪一〇四三番

法律新聞社
日比谷書房
法政書房

法律新聞

毎月六回、五、十の日發行定價一
部六錢一ヶ月廿六錢
但し臨時號は別に代金を受く
特別上製一部十錢、送料不用
廣告料廿二字詰一行一回四十錢

▼本紙は法律界無二の大新聞にして發十三年来、斯界羅針盤たり判檢事、辯護
實業家其他一般官公吏は勿論、學者、學生等の研學の好資料たり得べく且荷くも社會に國民的的活動を爲し、公私權利の伸張を企圖せん
の必讀紙たり

▼本紙の内容に至りては世已に定評ある如く、▲社説欄には穩健切能く斯界の實情を穿て、▲論說欄
には博士、學士、實務家等互に腕に撚したる名論卓説ありて恰も百花繚亂の觀あり、▲海外思潮欄は殊に本社力注ぐ所に於て英、米、獨、佛
者は之に依りて新事實を知り新智識を得べきは本社自負する所なり、▲雜錄欄には奇想縱橫の雨花山人筆下等百科辭典及び、▲判決
例欄には各控訴院、地方裁判所、區裁判所、大審院判決例欄には獨り大審院に於て判例として

檢事局並に本社認めて以て、▲行政裁判例欄には行政裁判所に於て判例とせるもの及び本
有益なりとせるものを載せ、▲行政裁判例欄には行政裁判所に於て必要と認めたるものを網羅登載し、▲其
上の鑑定實例あり、▲司法省の訓令回答あり、時々出づる法令あり、▲雜報欄には各地法官、
等の談話を録載するの外、法曹界時々の出來事を細大洩す所なく報道し、以て斯界に眞獻せんことを期したり

發行所

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地
電話本局五一七番、振替口座東京七六七番

法律新聞社

當事務所は益々事務を擴張し専心法律事務に従事仕候殊に刑事上告に就ては舊に倍し一層奮勵の上

大阪控訴院 大阪市東區北濱一丁目七番地(電話二三八六番)
 辯護士 横山鑛太郎君
 名古屋控訴院 名古屋市中區南御治町三番地(電話一〇六七番)
 辯護士 小鹽美之君
 長崎控訴院 小倉市紺屋町七番地(電話二二九九番)
 辯護士 高木祥二郎君
 函館控訴院 函館區青柳町十四番地
 辯護士 江口淡君
 宮城控訴院 仙臺市東三番丁百廿五番地(電話七〇九番)
 辯護士 野出鏞三郎君
 長崎控訴院 長崎市本興善町廿六番地(電話一八六番)
 辯護士 小山吾郎一君
 廣嶋控訴院 岡山市東中山下(電話五四九番)
 辯護士 松本豊君
 と協定連絡を通じ上告趣意書の起草及其提出期間の注意被告人の監獄面會等上告辯護の手續に毫末の遺憾なからしめむことを期し候
 東京市日本橋區本銀町四丁目九番地
 電話本局特長五百十七番
 高木益太郎事務所
 辯護士 阿部喜藤治
 辯護士 松本新太郎
 辯護士 塚崎直義
 辯護士 山内巖雄
 辯護士 伊藤光彦
 辯護士 佐々木文平

日比谷書房 賣捌圖書目錄

民法之部

富井博士著

民法原論 全八册

總論之部並製全二册正價金貳圓四拾錢小包料金拾貳錢
 總論之部本製全一册正價金貳圓四拾五錢小包料金拾貳錢
 物權之部上冊並製一册正價金壹圓貳拾錢郵税金八錢
 梅博士著

民法要義 全五册

總則篇全一册正價金壹圓五拾錢小包料金參拾六錢
 債權篇全一册正價金貳圓五拾錢郵税金拾貳錢
 物權篇全一册正價金貳圓七拾五錢郵税金拾貳錢
 親族篇全一册正價金壹圓七拾五錢郵税金拾貳錢
 相続篇全一册正價金壹圓參拾五錢郵税金拾貳錢
 法學博士 江木衷氏新著

現行民法論 全一册

正價金壹圓五拾錢 郵稅拾貳錢

民法之部

物權法 橫田博士著

債權總論 背皮上製全一册定價金參圓 送料金拾六錢 橫田博士著

債權各論 背皮上製全一册定價金參圓 送料金拾六錢 橫田博士著

民法釋義 第一卷 背皮上製全一册定價金參圓參拾錢 送料金拾六錢 川名博士著

日本民法總論 總クローヌ製全一册定價金貳圓 送料金拾貳錢

日本民法總論

總クローヌ製全一册定價金貳圓 送料金拾貳錢

石坂博士著

日本民法

菊版洋裝全二册定價各金壹圓五拾錢送料各册金拾貳錢
石坂博士著

民法研究

第一卷全一册定價金貳圓貳拾五錢送料金拾貳錢
松本博士著

民法人、法人及物

第一賣價金四拾錢送料金六錢 第二賣價金九拾錢送料金八錢
鳩山法學士著

民法法律行為至時效

第一賣價金八拾五錢送料金八錢 第二賣價金貳圓五錢送料金拾貳錢
合本賣價金參圓貳拾錢 送料金拾六錢
三浦法學士著

民法所有權至地役權

第一賣價金七拾錢 送料金八錢
牧野法學士著

日本親族法論

定價金貳圓 送料金拾貳錢

牧野法學士著

日本相續法論

定價金貳圓 送料金拾貳錢

梅博士著

民法原理

全三册 二册出版

梅博士著

民法講義

全一册

正價 金壹圓五拾錢 郵稅 金拾貳錢
杉法學士著

民法提要

全一册

總則物 假製 正價金八拾錢 檣壹册 總皮正價金壹圓貳拾錢 郵稅金八錢
奧田博士著

民法親族法論

全一册

本製 正價 金壹圓參拾五錢 小包料 金拾貳錢
奧田博士著

民法相續法論

全一册

◎外國民法翻譯書

阪本三郎、池田就一、津輕英麿共譯

●アルン 獨乙新民法論 全二册 正價金五圓五拾錢 小包料 金貳拾錢

獨逸ハインリヒ、デルンアルヒ氏原著

法學士副島義一 法學士中村進午 合譯

法學士瀨田忠三郎 法學士古川五郎

陸軍教授 山口弘一

●獨逸民法論 全四册 小包料參拾貳錢

法學士 荒波正隆著譯

●日本民法 獨逸民法全一册 正價 金六拾錢 郵稅 金八錢

刑法之部

山岡ドクトル著

刑法原理

背皮上製全二册 定價金貳圓五十錢 送料拾貳錢
大場ドクトル著

刑法總論

背皮上製最新刊全壹册定價壹圓八十錢送料拾貳錢

大場ドクトル著

刑法各論

背皮上製全二册上卷定價金參圓五拾錢下卷定價金參圓參拾錢送料各册金拾六錢

泉二學士著

日本刑法論

小包料參拾貳錢

背皮上製全一册 定價金四圓 送料金拾六錢
小崎學士著

新刑法論

小包料參拾貳錢

背皮上製全一册 定價金參圓 送料金拾六錢
牧野學士著

刑法通義

小包料參拾貳錢

勝本博士著

刑法講話

小包料參拾貳錢

菊版洋裝全二册 定價金壹圓 送料金八錢

●判事 山中靜次著
●刑法總論 全一册 正價金壹圓參拾錢 郵稅金八錢

法學士 泉二新熊著

●刑法 大要 全一冊 正價金貳圓五拾錢 小包料金拾貳錢
明治大學編纂

法學士 泉二新熊著

●並製全一冊定價壹圓貳十錢上製背皮定價壹圓四十五錢
司法省民刑局編纂

●刑法施行法參考書 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金六錢
法學博士 遠藤源六著

●刑法施行法評釋 全一冊 正價金八拾錢 郵稅金八錢
田山卓爾著

●刑法施行法要論 全一冊 正價金六拾五錢 郵稅金八錢
富田學士著

刑事訴訟法之部

●最近刑事訴訟法要論 全一冊 上製背皮定價四圓五十錢 二冊 送料拾六錢
法學士 富田山壽著

●刑事訴訟法講義 全一冊 正價金貳圓 小包料金拾貳錢
板倉學士著

刑事訴訟法立義

上卷新版定價金貳圓四拾錢送料金拾貳錢 中卷新版定價金貳圓四拾錢送料金拾貳錢 合本新版定價金四圓貳拾錢送料金拾六錢

清水學士著

刑事訴訟法論綱 新版
並製金壹圓六拾錢 特製金壹圓七拾錢 送料金拾貳錢
豐島博士著

修正刑事訴訟法新論 全一冊
定價金參圓五十五錢 小包料金十貳錢

刑事政策書

大場ドクトル著

個人識別法

大場ドクトル著

總布上製本全一冊 定價金壹圓八拾錢 送料金拾貳錢
大場ドクトル著

刑事政策大綱
總布上製本全一冊 定價金壹圓五拾錢 送料金拾貳錢
大場ドクトル著

刑事政策根本問題
總布上製本全一冊 定價金壹圓拾錢 送料金八錢

大場ドクトル著

判事ノ自由裁量論

總布上製本全一冊 定價金壹圓拾錢 送料金八錢
播磨辯護士著

性相學

菊版洋裝全一冊 定價金八拾錢 送料八錢
法學博士 江木衷著

陪審制度談

正價金四拾錢 郵稅金八錢 全一冊

外國刑法翻譯書

●獨逸刑法 論 全二冊 正價金五圓 小包料金貳拾錢
●最近刑法 論 全一冊 正價金壹圓八拾錢 小包料金拾貳錢
獨リント原著、法學士香孫子、乾共譯

●獨逸刑法 論 全二冊 正價金五圓 小包料金貳拾錢
●最近刑法 論 全一冊 正價金壹圓八拾錢 小包料金拾貳錢
獨リント原著、勝本勘三郎、淺見倫太郎共譯

商法之部

松波博士著

改正日本商法

背皮上製全一冊 定價金四圓參拾錢 送料金拾六錢

柳川學士著

改正商法論綱

背皮上製全一冊 特價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢
宮脇學士著

活日本商法

菊版洋裝全一冊 定價金八拾五錢 送料金八錢
青木博士著

新商法釋義

背皮上製全一冊 定價貳圓八十錢 送料金拾貳錢
齋藤氏著

新商法要義

洋裝美本全一冊 定價金七拾錢 郵稅金八錢
竹田學士著

商法總論

上製背皮全一冊 定價金貳圓 送料十二錢
恒遠學士著

新商法講義

總布上製全一冊 定價金壹圓五拾錢 送料金拾貳錢

商法之部 民事訴訟法之部

松本博士著

商法改正法評論

背皮上製全一冊 定價金壹圓四拾五錢 送料金拾貳錢
毛戶博士著

商法改正法評論

洋裝美本全一冊 定價金壹圓 送料金八錢
片山學士著

會社法原論

背皮上製全一冊 定價金貳圓 送料金拾貳錢
橫塚學士著

改正商法義解

背皮製全一冊 定價金貳圓八拾錢 送料拾六錢
自修社編纂

取引所取引法規及判例

全一冊 定價送料共壹圓三拾錢

松本靜夫著

改正特許法要論全一冊 定價金壹圓貳拾錢
且六郎治著

特許實業新案 標四法要義全一冊 定價金壹圓貳拾錢
意匠、商標 郵稅金拾錢

六

●特許局法規類集全一冊 定價金參拾錢
郵稅金六錢

民事訴訟法之部

法科大學教授 仁井田益次郎著

民事訴訟法要論

全三冊

上卷並製正價金壹圓七拾五錢 小包料金拾貳錢 上卷本
製正價金貳圓小料金拾貳錢 中卷並製正價金壹圓七
拾五錢 小包料金拾貳錢 中卷本製正價金貳圓小包料金
拾貳錢 下卷近刊

法學士 岩田一郎著

●民事訴訟法原論全一冊 定價金參圓五拾錢
小包料金拾六錢

佐伯兼次郎著

●民事訴訟法通義全一冊 定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

法學士 岩田一郎著

●民事訴訟法大要全一冊 定價金壹圓參拾五錢
小包料金拾貳錢

河合廉一、末繁彌次郎共著

●民事訴訟法要義全一冊 定價金壹圓八拾錢
小包料金拾貳錢

河西善太郎著

●確認訴訟論全一冊 定價金五拾錢
郵稅金六錢

憲法之部

行政之部

法學博士 美濃部達吉著

日本行政法

總論 全一冊

正價 金參圓六拾五錢 小包料 金拾六錢

法學士 島村他三郎著

行政法要論

全一冊

正價 金貳圓貳拾五錢 小包料 金拾貳錢

法學博士 清水澄著

行政法講義

全二冊

正價 金五圓九拾五錢 小包料 金貳拾錢

織田博士著

行政法原論

全一冊

上製背皮全一冊 定價 金參圓八拾錢 送料金拾六錢

法學士 佐々木惣一著

日本行政法原論

全一冊

正價 金參圓參拾錢 小包料 金拾六錢

法學士 上杉慎吉著

行政法原論

全一冊

並製 正價 金貳圓貳拾五錢 小包料 金拾貳錢
本製 正價 金貳圓五拾錢 小包料 金拾貳錢

憲法之部 行政之部

七

法學博士 穗積八束著

●憲法提要全二冊 正價金五圓 小包料金拾六錢

法學博士 美濃部達吉著

●日本國法學上卷正價金壹圓貳拾錢
論郵稅金拾貳錢

法學博士 穗積八束著

●憲法大意全一冊 正價金四拾錢 郵稅金四錢

法學博士 副島義一著

●日本帝國憲法論全一冊 正價金貳圓 小包料金拾貳錢

法學士 上杉慎吉著

●帝國憲法全一冊 正價金貳圓 小包料金拾貳錢

法學博士 清水澄著

●憲法篇全一冊 正價金貳圓八拾錢 小包料金拾貳錢

美濃部博士著

●憲法講義全一冊 定價金二圓五十錢 送料十二錢

法學士 市村光惠著

●憲法要論全一冊

並製 正價 金壹圓九拾五錢 小包料 金拾貳錢

本製 正價 金壹圓九拾五錢 小包料 金拾貳錢

獨逸ノオルグマイエル原著 法學博士 木喜德郎譯

法學士 乾政彦 吾孫子勝 松本蒸治 菊地駒治譯

●獨逸國法論全一冊

並製 正價 金貳圓五拾錢 小包料 金拾貳錢
本製 正價 金貳圓七拾五錢 小包料 金拾貳錢

法學士 市村光惠著

●行政法原理 全一册 正價金參圓 小包料金拾六錢

法學博士 穗積八束著

●行政法大意 全一册 正價金拾一圓 小包料金拾錢

イヱリ子ツク原著 木村銳一 立花俊吉共譯

●公權論 全一册 正價金壹圓貳拾錢 小包料金拾貳錢

法學博士 美濃部達吉譯

●國法學資料 第一篇 人權宣言論 全一册

本製 正價 金八拾五錢 郵稅 金八錢

並製 正價 金六拾錢 郵稅 金六錢

法學博士 美濃部達吉著

●國法學志料 第二篇 憲法及憲法史研究 全一册

並製 正價 金貳圓貳拾五錢 小包料 金拾貳錢

本製 正價 金貳圓貳拾五錢 小包料 金拾貳錢

國際法、條約、外交

法學博士 遠藤源六著

國際法要論

菊判全二册 平時ノ部正價金貳圓五拾錢 戰時ノ部正價金貳圓七拾五錢 郵稅(各册)內地十六錢 壺、樺三十五錢 朝、支四十五錢

法學博士 千賀鶴太郎著

●國際公法要義 全一册 正價金參圓參十錢 送料金拾二錢

上製背皮全一册 定價金參圓參十錢 送料金拾二錢

法學博士 遠藤源六著

戰時禁制品論

全一册

洋裝脊皮本紙數四百頁 定價金貳圓五錢 郵稅金十二錢

法學博士 長岡春一著

成文國際公法

全一册

菊判全一册紙數千二百頁 定價金參圓六十錢

郵稅 內地十六錢 壺、樺三十五錢 朝、支四十五錢

法學博士 長岡春一著

最近世界外交史

全一册

菊判全一册紙數六百餘頁 定價金貳圓五十錢

郵稅 內地十二錢 壺、樺三十錢 朝、支四十錢

巽來次郎著

極東近時外交史

全一册

正價 金參圓 小包料 金拾貳錢

法學博士 有賀長雄著

最近二十年外交史

全二册

正價 金五圓五十錢 小包料 金拾六錢

法理部

有賀極光著

●法律學上表現ノ法理 全一册 正價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

●新研究表現ノ法理 全一册 正價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

岡村元治著

●法ノ眞隨 全一册 正價金七拾五錢 郵稅 金八錢

法學博士 克彥著

●法理戲論 全一册 正價金八拾錢 小包料金八錢

法學博士 克彥著

●第一篇 佛敎哲理 全一册 正價金參圓五拾錢 小包料金拾六錢

法學博士 岡田朝太郎著

●法學通論 全一册 正價金貳圓 小包料金拾貳錢

法學博士 織田萬著

●法學通論 全一册 正價金壹圓五拾錢 郵稅 金拾貳錢

並製 正價 金壹圓七拾五錢 郵稅 金拾貳錢

本製 正價 金壹圓七拾五錢 郵稅 金拾貳錢

岡村司著

●法學通論 全一册 正價金貳圓 小包料金拾貳錢

法學博士 奧田義人著

●法學通論 全一册 正價金貳圓參拾錢 小包料金拾貳錢

法學博士 鶴澤總明著

●法學通論 全一册 正價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

法律辭書部

法學通論部 法律辭書部 經濟書部

同文館發行

●法律大辭書 全三册 正價金參拾圓 小包料金參拾六錢

藤井學士著

●獨和法新辭典 總奉天金定價金參圓 付全一册 特價金貳圓五十錢

法學士 青木隆編

●法律經濟熟語辭典 全一册 正價金貳圓 小包料金拾貳錢

鶴田 恣著

●法律格言義解 全一册 正價 金八拾五錢 郵稅 金八錢

神戶博士著

●經濟書部

●經濟論集 全四册

總紙數 參千餘頁 菊判洋裝金文字入頗美本

正價 金拾圓 特價 金七圓五拾錢

郵稅 內地 金參拾六錢 支、鮮 金七拾錢

▲第一册 純理 全一册

特價金壹圓參拾錢 郵稅內地金拾貳錢 支鮮金四拾錢

▲第二册 政策 全一册

特價金貳圓七拾錢 郵稅內地金拾六錢 支鮮金四拾五錢

▲第三册 財政 全一册

特價金貳圓六拾錢 郵稅內地金拾六錢 支鮮金四拾五錢

▲第四册 雜說 全一册

特價金壹圓四拾錢 郵稅內地金拾貳錢 支鮮金四拾錢

法學博士 神戶正雄著
●日本經濟政策論 全一冊 正價金貳拾貳圓
法學博士 戶田海市著
●日本之經濟 全一冊 正價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢
フイリツボウイツチ氏原著
氣賀勘重解説

經濟原論

全壹冊
總クローズ定價金參圓貳拾錢
送料拾六錢

經濟政策

全四冊

前編上卷定價貳圓三拾錢
後編上卷定價貳圓四拾錢
各送料十貳錢
前編下卷定價壹圓五拾錢
後編下卷定價貳圓六拾錢

經濟原論

背皮全一冊 定價三圓五十錢 送料拾六錢

本多精一著

●財政問題百話 全一冊 正價金八錢
郵稅金五錢

法學博士 田尻稻次郎著

●日本ノ現在及將來 全一冊 正價金五拾錢
郵稅金六錢

法學博士 福田德三著

●經濟學研究 全一冊 正價金參圓四拾錢
小包料金拾六錢

法學博士 福田德三著

●經濟學講義 全一冊 正價金貳圓五拾錢
小包料金拾貳錢

法學博士 田尻稻次郎著

●增訂經濟大意 全一冊 正價金九拾錢
郵稅金八錢

東京帝國大學 法學博士 高野岩三郎著

●財政學原論 全一冊

並製 正價 金壹圓貳拾五錢 小包料 金拾貳錢
本製 正價 金壹圓五拾錢 小包料 金拾貳錢

東京芝區琴平町壹番地

日比谷書房

電話番號新橋 一七六二番
振替口座東京 五二五五番

大阪市北區堂島中二丁目二番地

法政書房

振替口座大阪 二〇四三番











